

## 平成23年に実施する医療施設調査 調査票新旧対照表（案）

- ・ 静態調査 病院票
- ・ 静態調査 一般診療所票
- ・ 静態調査 歯科診療所票
- ・ 動態調査票

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																												
<p>(4) 開設者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">(4) 開設者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">01～28のあてはまるものひとつに</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">* の開設者のうち、医育機関は29にも</td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>国立大学法人 *</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>国立高度専門医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>都道府県 *</td> </tr> <tr> <td>08</td> <td>市町村 *</td> </tr> <tr> <td>09</td> <td>地方独立行政法人 *</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>日赤</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>済生会</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>北海道社会事業協会</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>厚生連</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>国民健康保険団体連合会</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>全国社会保険協会連合会</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>厚生年金事業振興団</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>船員保険会</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>健康保険組合及びその連合会</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>共済組合及びその連合会</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>国民健康保険組合</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>公益法人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>医療法人</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>私立学校法人 *</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>社会福祉法人</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>医療生協</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>その他の法人</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>医育機関(再掲)</td> </tr> </table>	(4) 開設者		01～28のあてはまるものひとつに		* の開設者のうち、医育機関は29にも		01	厚生労働省	02	独立行政法人国立病院機構	03	国立大学法人 *	04	独立行政法人労働者健康福祉機構	05	国立高度専門医療研究センター	06	その他	07	都道府県 *	08	市町村 *	09	地方独立行政法人 *	10	日赤	11	済生会	12	北海道社会事業協会	13	厚生連	14	国民健康保険団体連合会	15	全国社会保険協会連合会	16	厚生年金事業振興団	17	船員保険会	18	健康保険組合及びその連合会	19	共済組合及びその連合会	20	国民健康保険組合	21	公益法人	22	医療法人	23	私立学校法人 *	24	社会福祉法人	25	医療生協	26	会社	27	その他の法人	28	個人	29	医育機関(再掲)	<p>(4) 開設者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">(4) 開設者 01～27のあてはまるものひとつに</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">* の開設者のうち、医育機関は28にも</td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>国立大学法人 *</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>都道府県 *</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>市町村 *</td> </tr> <tr> <td>08</td> <td>地方独立行政法人 *</td> </tr> <tr> <td>09</td> <td>日赤</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>済生会</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>北海道社会事業協会</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>厚生連</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>国民健康保険団体連合会</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>全国社会保険協会連合会</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>厚生年金事業振興団</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>船員保険会</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>健康保険組合及びその連合会</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>共済組合及びその連合会</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>国民健康保険組合</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>公益法人</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>医療法人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>私立学校法人 *</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>社会福祉法人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>医療生協</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>その他の法人</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>医育機関(再掲)</td> </tr> </table>	(4) 開設者 01～27のあてはまるものひとつに		* の開設者のうち、医育機関は28にも		01	厚生労働省	02	独立行政法人国立病院機構	03	国立大学法人 *	04	独立行政法人労働者健康福祉機構	05	その他	06	都道府県 *	07	市町村 *	08	地方独立行政法人 *	09	日赤	10	済生会	11	北海道社会事業協会	12	厚生連	13	国民健康保険団体連合会	14	全国社会保険協会連合会	15	厚生年金事業振興団	16	船員保険会	17	健康保険組合及びその連合会	18	共済組合及びその連合会	19	国民健康保険組合	20	公益法人	21	医療法人	22	私立学校法人 *	23	社会福祉法人	24	医療生協	25	会社	26	その他の法人	27	個人	28	医育機関(再掲)	<p>国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴い、開設者の区分に「05 国立高度専門医療研究センター」を加える。</p>
(4) 開設者																																																																																																																														
01～28のあてはまるものひとつに																																																																																																																														
* の開設者のうち、医育機関は29にも																																																																																																																														
01	厚生労働省																																																																																																																													
02	独立行政法人国立病院機構																																																																																																																													
03	国立大学法人 *																																																																																																																													
04	独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																													
05	国立高度専門医療研究センター																																																																																																																													
06	その他																																																																																																																													
07	都道府県 *																																																																																																																													
08	市町村 *																																																																																																																													
09	地方独立行政法人 *																																																																																																																													
10	日赤																																																																																																																													
11	済生会																																																																																																																													
12	北海道社会事業協会																																																																																																																													
13	厚生連																																																																																																																													
14	国民健康保険団体連合会																																																																																																																													
15	全国社会保険協会連合会																																																																																																																													
16	厚生年金事業振興団																																																																																																																													
17	船員保険会																																																																																																																													
18	健康保険組合及びその連合会																																																																																																																													
19	共済組合及びその連合会																																																																																																																													
20	国民健康保険組合																																																																																																																													
21	公益法人																																																																																																																													
22	医療法人																																																																																																																													
23	私立学校法人 *																																																																																																																													
24	社会福祉法人																																																																																																																													
25	医療生協																																																																																																																													
26	会社																																																																																																																													
27	その他の法人																																																																																																																													
28	個人																																																																																																																													
29	医育機関(再掲)																																																																																																																													
(4) 開設者 01～27のあてはまるものひとつに																																																																																																																														
* の開設者のうち、医育機関は28にも																																																																																																																														
01	厚生労働省																																																																																																																													
02	独立行政法人国立病院機構																																																																																																																													
03	国立大学法人 *																																																																																																																													
04	独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																													
05	その他																																																																																																																													
06	都道府県 *																																																																																																																													
07	市町村 *																																																																																																																													
08	地方独立行政法人 *																																																																																																																													
09	日赤																																																																																																																													
10	済生会																																																																																																																													
11	北海道社会事業協会																																																																																																																													
12	厚生連																																																																																																																													
13	国民健康保険団体連合会																																																																																																																													
14	全国社会保険協会連合会																																																																																																																													
15	厚生年金事業振興団																																																																																																																													
16	船員保険会																																																																																																																													
17	健康保険組合及びその連合会																																																																																																																													
18	共済組合及びその連合会																																																																																																																													
19	国民健康保険組合																																																																																																																													
20	公益法人																																																																																																																													
21	医療法人																																																																																																																													
22	私立学校法人 *																																																																																																																													
23	社会福祉法人																																																																																																																													
24	医療生協																																																																																																																													
25	会社																																																																																																																													
26	その他の法人																																																																																																																													
27	個人																																																																																																																													
28	医育機関(再掲)																																																																																																																													
<p>(5) 許可病床数</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">(5) 許可病床数</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>感染症病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>床</td> </tr> </table>	(5) 許可病床数		精神病床	床	感染症病床	床	結核病床	床	療養病床	床	一般病床	床	合計	床	<p>(5) 許可病床数等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #00FF00;">(5) 許可病床数等</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>感染症病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>療養病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>介護保険適用分(再掲)</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟(再掲)</td> <td>一般病床 床 療養病床 床</td> </tr> <tr> <td>認知症病棟(再掲)</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>介護保険移行準備病棟(再掲)</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>老人性認知症疾患療養病棟(再掲)</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>経過型介護療養型医療施設(再掲)</td> <td>床</td> </tr> </table>	(5) 許可病床数等		精神病床	床	感染症病床	床	結核病床	床	療養病床	床	介護保険適用分(再掲)	床	一般病床	床	合計	床	回復期リハビリテーション病棟(再掲)	一般病床 床 療養病床 床	認知症病棟(再掲)	床	介護保険移行準備病棟(再掲)	床	老人性認知症疾患療養病棟(再掲)	床	経過型介護療養型医療施設(再掲)	床	<p>「介護保険適用分(再掲)」「回復期リハビリテーション病棟(再掲)一般病床」「回復期リハビリテーション病棟(再掲)療養病床」「認知症病棟(再掲)」「介護保険移行準備病棟(再掲)」「老人性認知症疾患療養病棟(再掲)」「経過型介護療養型医療施設(再掲)」については、診療報酬の施設基準の届出等※で把握が可能なため、記入者負担を考慮し、当調査としての集計は行わない。</p> <p>※ 療養病床 介護保険適用分・・・病院報告 回復期リハビリテーション病棟、認知症病棟、 介護保険移行準備病棟・・・診療報酬の施設基準の届出 老人性認知症疾患療養病棟・・・介護サービス施設・事業所調査 経過型介護療養型医療施設・・・介護サービス施設・事業所調査(施設数のみ)</p>																																																																																				
(5) 許可病床数																																																																																																																														
精神病床	床																																																																																																																													
感染症病床	床																																																																																																																													
結核病床	床																																																																																																																													
療養病床	床																																																																																																																													
一般病床	床																																																																																																																													
合計	床																																																																																																																													
(5) 許可病床数等																																																																																																																														
精神病床	床																																																																																																																													
感染症病床	床																																																																																																																													
結核病床	床																																																																																																																													
療養病床	床																																																																																																																													
介護保険適用分(再掲)	床																																																																																																																													
一般病床	床																																																																																																																													
合計	床																																																																																																																													
回復期リハビリテーション病棟(再掲)	一般病床 床 療養病床 床																																																																																																																													
認知症病棟(再掲)	床																																																																																																																													
介護保険移行準備病棟(再掲)	床																																																																																																																													
老人性認知症疾患療養病棟(再掲)	床																																																																																																																													
経過型介護療養型医療施設(再掲)	床																																																																																																																													

【病院票】

新・23年調査(案)

旧・20年調査

変更理由等

(8) 診療科目

(8) 診療科目				あてはまるものすべてに
標ぼう	9月中 休診	9月の 特定 の曜日の み	標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に	あてはまるものすべてに
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	
I	08	08	血液内科	
	09	09	皮膚科	
	10	10	アレルギー科	
	11	11	リウマチ科	
	12	12	感染症内科	
	13	13	小児科	
	14	14	精神科	
	15	15	心療内科	
	16	16	外科	
	17	17	呼吸器外科	
	18	18	心臓血管外科	
	19	19	乳腺外科	
	20	20	気管食道外科	
	21	21	消化器外科(胃腸外科)	
	22	22	泌尿器科	
	23	23	肛門外科	
II	24	24	脳神経外科	
	25	25	整形外科	
	26	26	形成外科	
	27	27	美容外科	
	28	28	眼科	
	29	29	耳鼻いんこう科	
	30	30	小児外科	
	31	31	産婦人科	
	32	32	産科	
	33	33	婦人科	
	34	34	リハビリテーション科	
	35	35	放射線科	
	36	36	麻酔科	
	37	37	病理診断科	
III	38	38	臨床検査科	
	39	39	救急科	
	40	40	歯科	
	41	41	矯正歯科	
	42	42	小児歯科	
	43	43	歯科口腔外科	

(6) 診療科目

(6) 診療科目				あてはまるものすべてに
標ぼう	9月中 休診	9月の 特定 の曜日の み	標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に	あてはまるものすべてに
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	
I	08	08	血液内科	
	09	09	皮膚科	
	10	10	アレルギー科	
	11	11	リウマチ科	
	12	12	感染症内科	
	13	13	小児科	
	14	14	精神科	
	15	15	心療内科	
	16	16	外科	
	17	17	呼吸器外科	
	18	18	循環器外科(心臓・血管外科)	
	19	19	乳腺外科	
	20	20	気管食道外科	
	21	21	消化器外科(胃腸外科)	
	22	22	泌尿器科	
	23	23	肛門外科	
II	24	24	脳神経外科	
	25	25	整形外科	
	26	26	形成外科	
	27	27	美容外科	
	28	28	眼科	
	29	29	耳鼻いんこう科	
	30	30	小児外科	
	31	31	産婦人科	
	32	32	産科	
	33	33	婦人科	
	34	34	リハビリテーション科	
	35	35	放射線科	
	36	36	麻酔科	
	37	37	病理診断科	
III	38	38	臨床検査科	
	39	39	救急科	
	40	40	歯科	
	41	41	矯正歯科	
	42	42	小児歯科	
	43	43	歯科口腔外科	

心臓血管外科の標ぼうは医療法で認められていたところであり、循環器外科は、平成20年4月1日から標ぼう可能な診療科目が柔軟な方式に変更されたことによりできた診療科目である。よって平成19年度以前から標ぼう可能であった「心臓血管外科」での標ぼうが多数である実態に合わせ、表記を「心臓血管外科」と変更する。



【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																							
<p>(12) 処方状況等</p> <p><b>(12) 処方状況等 9月中の実施状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td>外来患者への処方数 (9月中の延回数)</td> <td>院内処方数</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>院外処方せん交付数</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>医療用麻薬の処方</td> <td>1 有 2 無</td> <td></td> </tr> </table> <p>内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定 <b>いずれかひとつに</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>1回量を処方の基本単位としている</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1日量を処方の基本単位としている</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1回量と1日量の併記としている</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>規定なし</td> </tr> </table>	外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回		院外処方せん交付数	回	医療用麻薬の処方	1 有 2 無		1	1回量を処方の基本単位としている	2	1日量を処方の基本単位としている	3	1回量と1日量の併記としている	4	規定なし	<p>(34) 薬剤管理指導・処方の状況</p> <p><b>(34) 薬剤管理指導・処方の状況 9月中の実施状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td>入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)</td> <td>回</td> </tr> <tr> <td>外来患者への処方数 (9月中の延回数)</td> <td>院内処方数 院外処方せん交付数</td> </tr> <tr> <td>医療用麻薬の処方</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> </table>	入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)	回	外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数	医療用麻薬の処方	1 有 2 無	<p>○内服薬処方せんにおける分量の記載方法 医療安全の観点から、内服薬処方せんの記載方法の標準化に向けた取り組みが行われており、施設における分量の記載方法の実態を把握するために「内服薬処方せんにおける分量の記載方法」を追加する。</p> <p>○入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数) 社会医療診療行為別調査等で把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回																							
	院外処方せん交付数	回																							
医療用麻薬の処方	1 有 2 無																								
1	1回量を処方の基本単位としている																								
2	1日量を処方の基本単位としている																								
3	1回量と1日量の併記としている																								
4	規定なし																								
入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)	回																								
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数 院外処方せん交付数																								
医療用麻薬の処方	1 有 2 無																								
<p>削除</p>	<p>(11) 承認等の状況</p> <p><b>(11) 承認等の状況 あてはまるものすべてに</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>地域医療支援病院</td> <td>4</td> <td>在宅療養支援病院</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害拠点病院</td> <td>5</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>開放型病院</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	地域医療支援病院	4	在宅療養支援病院	2	災害拠点病院	5	該当なし	3	開放型病院			<p>制度所管部局が把握する名簿と診療報酬の施設基準の届出からの情報を利用し結果表を作成するため、調査項目からは削除する。</p>											
1	地域医療支援病院	4	在宅療養支援病院																						
2	災害拠点病院	5	該当なし																						
3	開放型病院																								
<p>削除</p>	<p>(14) 診療録管理専任従事者</p> <p><b>(14) 診療録管理専任従事者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>いる ( 人 )</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いない</td> </tr> </table>	1	いる ( 人 )	2	いない	<p>これまでの調査結果をみると、3割程度の病院で配置されており、年々若干増えているものの、おおまかな傾向が把握できたことから削除する。</p> <p>配置病院数 平成20年 2,979施設(病院総数に対する割合33.9%) 17年 2,631(29.1%) 14年 1,673(18.2%)</p>																			
1	いる ( 人 )																								
2	いない																								
<p>削除</p>	<p>(15) 定期的な臨床病理学的症例検討会(CPC)の実施</p> <p><b>(15) 定期的な臨床病理学的症例検討会(CPC)の実施 いずれかに</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>している</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>していない</td> </tr> </table>	1	している	2	していない	<p>これまでの調査結果をみると、2割程度の病院で実施しており、大きな変化はなく、おおまかな傾向が把握できたことから削除する。</p> <p>実施病院数 平成20年 1,645施設(病院総数に対する割合18.7%) 17年 1,630(18.1%) 14年 1,572(17.1%)</p>																			
1	している																								
2	していない																								
<p>(15) 医師事務作業補助者</p> <p><b>(15) 医師事務作業補助者 いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>いる ( 人 )</td> <td>*医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いない</td> <td></td> </tr> </table>	1	いる ( 人 )	*医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入	2	いない		<p>新規</p>	<p>医師事務作業補助者の設置が勤務医の負担軽減に繋がることから、その数の動向等について継続的に調査を行い、勤務医対策等の基礎資料として活用するため、調査項目に追加する。</p>																	
1	いる ( 人 )	*医師事務作業補助体制加算の施設基準を満たす満たさないに関わらず記入																							
2	いない																								
<p>(16) 病院に在籍する保育士</p> <p><b>(16) 病院に在籍する保育士 いる場合は10月1日現在の常勤換算数を記入してください。</b></p> <p style="text-align: right;">小数点以下第2位四捨五入</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>いる</td> <td>保育士数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	いる	保育士数(常勤換算)	人	2	いない			<p>新規</p>	<p>医療施設に在籍する保育士については、近年その役割が注目されているが、その数は把握されていないことから、調査項目として追加する。</p>															
1	いる	保育士数(常勤換算)	人																						
2	いない																								

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																																				
<p>(7) 救急告示の有無</p> <table border="1" data-bbox="296 153 623 268"> <tr> <td colspan="2">(7) 救急告示の有無</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>(17) 救急医療体制</p> <table border="1" data-bbox="296 384 979 1119"> <tr> <td colspan="6">(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに</td> </tr> <tr> <td>救急医療体制</td> <td colspan="5">                 1 初期(初期救急医療体制)                  2 二次(入院を要する救急医療体制)                  3 三次(救命救急センター)                  4 体制なし             </td> </tr> <tr> <td>夜間(深夜も含む)救急対応の可否</td> <td>ほぼ毎日可能</td> <td>週3~5日可能</td> <td>週1~2日可能</td> <td>ほとんど不可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳神経外科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多発外傷への対応</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神科救急医療体制</td> <td colspan="5">                 1 体制あり                  2 体制なし             </td> </tr> <tr> <td>夜間(深夜も含む)救急対応の可否</td> <td>ほぼ毎日可能</td> <td>週3~5日可能</td> <td>週1~2日可能</td> <td>ほとんど不可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table>	(7) 救急告示の有無		1	有	2	無	(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに						救急医療体制	1 初期(初期救急医療体制) 2 二次(入院を要する救急医療体制) 3 三次(救命救急センター) 4 体制なし					夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能		内科	1	2	3	4		小児科	1	2	3	4		外科	1	2	3	4		脳神経外科	1	2	3	4		産科	1	2	3	4		多発外傷への対応	1	2	3	4		精神科救急医療体制	1 体制あり 2 体制なし					夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能		精神科	1	2	3	4		<p>(17) 救急医療体制</p> <table border="1" data-bbox="1032 153 1715 888"> <tr> <td colspan="6">(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに</td> </tr> <tr> <td colspan="6">救急告示の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 有</td> <td colspan="4">2 無</td> </tr> <tr> <td colspan="6">救急医療体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 初期救急医療体制</td> <td colspan="4">2 入院を要する救急医療体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 救命救急センター</td> <td colspan="4">4 体制なし</td> </tr> <tr> <td>夜間(深夜も含む)救急対応の可否</td> <td>ほぼ毎日可能</td> <td>週3~5日可能</td> <td>週1~2日可能</td> <td>ほとんど不可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脳神経外科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多発外傷への対応</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">精神科救急医療体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 体制あり</td> <td colspan="4">2 体制なし</td> </tr> <tr> <td>夜間(深夜も含む)救急対応の可否</td> <td>ほぼ毎日可能</td> <td>週3~5日可能</td> <td>週1~2日可能</td> <td>ほとんど不可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神科</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table>	(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに						救急告示の有無						1 有		2 無				救急医療体制						1 初期救急医療体制		2 入院を要する救急医療体制				3 救命救急センター		4 体制なし				夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能		内科	1	2	3	4		小児科	1	2	3	4		外科	1	2	3	4		脳神経外科	1	2	3	4		産科	1	2	3	4		多発外傷への対応	1	2	3	4		精神科救急医療体制						1 体制あり		2 体制なし				夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能		精神科	1	2	3	4		<p>○救急告示の有無 病院においての基本項目であり、プレプリントが可能な他の項目と同様、一面に移動させる。 調査事項に変更なし。</p> <p>○救急医療体制 「初期救急医療体制」「入院を要する救急医療体制」「救命救急センター」の表記を、より分かりやすく「初期(初期救急医療体制)」「二次(入院を要する救急医療体制)」「三次(救命救急センター)」に修正。 調査事項に変更なし。</p>
(7) 救急告示の有無																																																																																																																																																																																						
1	有																																																																																																																																																																																					
2	無																																																																																																																																																																																					
(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに																																																																																																																																																																																						
救急医療体制	1 初期(初期救急医療体制) 2 二次(入院を要する救急医療体制) 3 三次(救命救急センター) 4 体制なし																																																																																																																																																																																					
夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能																																																																																																																																																																																		
内科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
小児科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
外科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
脳神経外科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
産科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
多発外傷への対応	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
精神科救急医療体制	1 体制あり 2 体制なし																																																																																																																																																																																					
夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能																																																																																																																																																																																		
精神科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
(17) 救急医療体制 各項目について、いずれかひとつに																																																																																																																																																																																						
救急告示の有無																																																																																																																																																																																						
1 有		2 無																																																																																																																																																																																				
救急医療体制																																																																																																																																																																																						
1 初期救急医療体制		2 入院を要する救急医療体制																																																																																																																																																																																				
3 救命救急センター		4 体制なし																																																																																																																																																																																				
夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能																																																																																																																																																																																		
内科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
小児科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
外科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
脳神経外科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
産科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
多発外傷への対応	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
精神科救急医療体制																																																																																																																																																																																						
1 体制あり		2 体制なし																																																																																																																																																																																				
夜間(深夜も含む)救急対応の可否	ほぼ毎日可能	週3~5日可能	週1~2日可能	ほとんど不可能																																																																																																																																																																																		
精神科	1	2	3	4																																																																																																																																																																																		
<p>削除</p>	<p>(16) 健診・保健指導</p> <table border="1" data-bbox="1032 1192 1715 1434"> <tr> <td colspan="2">(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに</td> </tr> <tr> <td>生活習慣病に関連する健診</td> <td>生活習慣病に関連する保健指導</td> </tr> <tr> <td>1 実施している</td> <td>1 実施している</td> </tr> <tr> <td>                 1 医療保険者からの委託による                  2 その他             </td> <td>                 1 医療保険者からの委託による                  2 その他             </td> </tr> <tr> <td>2 実施していない</td> <td>2 実施していない</td> </tr> </table>	(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに		生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導	1 実施している	1 実施している	1 医療保険者からの委託による 2 その他	1 医療保険者からの委託による 2 その他	2 実施していない	2 実施していない	<p>社会保険診療報酬支払基金の特定健診等機関基本情報リストで把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>																																																																																																																																																																										
(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに																																																																																																																																																																																						
生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導																																																																																																																																																																																					
1 実施している	1 実施している																																																																																																																																																																																					
1 医療保険者からの委託による 2 その他	1 医療保険者からの委託による 2 その他																																																																																																																																																																																					
2 実施していない	2 実施していない																																																																																																																																																																																					
<p>(18) 専門外来の設置</p> <table border="1" data-bbox="296 1507 979 1623"> <tr> <td colspan="2">(18) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>禁煙外来</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>助産師外来</td> </tr> </table>	(18) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに		1	禁煙外来	2	助産師外来	<p>新規</p>	<p>○禁煙外来 旧(21)禁煙外来等の「禁煙外来の有無」を引き続き調査する。</p> <p>○助産師外来 妊婦の多様なニーズに応え、助産師を積極的に活用し、産科医師の負担の軽減を図る観点から普及を推進しているものであり、その状況を把握するため調査項目に追加する。</p>																																																																																																																																																																														
(18) 専門外来の設置 あてはまるものすべてに																																																																																																																																																																																						
1	禁煙外来																																																																																																																																																																																					
2	助産師外来																																																																																																																																																																																					

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																								
<p>(20)表示診療時間の状況</p> <p><b>(20)表示診療時間の状況</b></p> <p>通常の1週間の診療時間</p> <p>合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</p> <p>表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時 ～ 19時</th> <th>19時 ～ 20時</th> <th>20時 ～ 21時</th> <th>21時 ～ 22時</th> <th>22時 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>休日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	休日	1	2	3	4	5	6	7	<p>(18)表示診療時間の状況</p> <p><b>(18)表示診療時間の状況</b></p> <p>通常の1週間の診療時間 ( 時間 )</p> <p>表示診療時間 通常診療している時間帯に をつけ、 平日は、診療時間が同じ曜日に をつけ、まとめて記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> </tbody> </table>		午前	午後	18時以降	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	休日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	<p>記入者に分かりやすいよう、18時以降の表示診療時間について、記入から時間帯に○をつける方式に変更し、平日の曜日については、○をつける方式からそれぞれの曜日ごとに記入欄を設けるよう変更する。</p>
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																			
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																			
	午前	午後	18時以降																																																																																																							
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
休日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																							
<p>削除</p>	<p>(21)禁煙外来等</p> <p><b>(21)禁煙外来等 各項目について、いずれかひとつに</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>禁煙外来の有無</th> <th>ニコチン依存症管理料の算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 有</td> <td>1 有</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td>2 無</td> </tr> </tbody> </table>	禁煙外来の有無	ニコチン依存症管理料の算定	1 有	1 有	2 無	2 無	<p>○禁煙外来の有無 新設項目の「(18)専門外来の設置」で把握する。</p> <p>○ニコチン依存症管理料の算定 診療報酬の施設基準の届出等で把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>																																																																																																		
禁煙外来の有無	ニコチン依存症管理料の算定																																																																																																									
1 有	1 有																																																																																																									
2 無	2 無																																																																																																									
<p>(22)職員のための院内保育サービスの状況</p> <p><b>(22)職員のための院内保育サービスの状況 各項目についてあてはまるものすべてに</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用</td> <td>夜間保育</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td>病児保育</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 していない</td> <td>施設の利用者</td> <td>1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他</td> </tr> </tbody> </table>	1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用	夜間保育	1 有 2 無	病児保育	1 有 2 無	3 していない	施設の利用者	1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他	<p>(22)保育施設・子育て支援の状況</p> <p><b>(22)保育施設・子育て支援の状況 各項目についてあてはまるものすべてに</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用</td> <td>夜間保育</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td>病児保育</td> <td>1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 していない</td> <td>施設の利用者</td> <td>1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>子育て支援の状況 導入しているものすべてに</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 男性職員の育児時間</td> <td>5 再就業する職員への研修</td> </tr> <tr> <td>2 男性職員の出産休暇</td> <td>6 フレックスタイム</td> </tr> <tr> <td>3 代替職員の配置</td> <td>7 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ</td> </tr> <tr> <td>4 休業中の職員への情報提供</td> <td>8 育児費用の援助措置</td> </tr> </tbody> </table>	1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用	夜間保育	1 有 2 無	病児保育	1 有 2 無	3 していない	施設の利用者	1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他	1 男性職員の育児時間	5 再就業する職員への研修	2 男性職員の出産休暇	6 フレックスタイム	3 代替職員の配置	7 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	4 休業中の職員への情報提供	8 育児費用の援助措置	<p>「子育て支援の状況」について、大まかな実態が把握できたことから削除する。</p> <p>子育て支援の状況(複数回答)</p> <p>平成20(2008)年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>病院数</th> <th>病院数に対する割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>8 794</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>男性職員の育児時間</td> <td>2 704</td> <td>30.7</td> </tr> <tr> <td>男性職員の出産休暇</td> <td>3 257</td> <td>37.0</td> </tr> <tr> <td>代替職員の配置</td> <td>3 247</td> <td>36.9</td> </tr> <tr> <td>休業中の職員への情報提供</td> <td>2 314</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>再就業する職員への研修</td> <td>1 200</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>フレックスタイム</td> <td>738</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ</td> <td>4 382</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>育児費用の援助措置</td> <td>1 245</td> <td>14.2</td> </tr> </tbody> </table>		病院数	病院数に対する割合(%)	総数	8 794	100.0	男性職員の育児時間	2 704	30.7	男性職員の出産休暇	3 257	37.0	代替職員の配置	3 247	36.9	休業中の職員への情報提供	2 314	26.3	再就業する職員への研修	1 200	13.6	フレックスタイム	738	8.4	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	4 382	49.8	育児費用の援助措置	1 245	14.2																																																		
1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用		夜間保育	1 有 2 無																																																																																																							
	病児保育	1 有 2 無																																																																																																								
3 していない	施設の利用者	1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他																																																																																																								
	1 院内の施設を利用 2 院外の施設を利用	夜間保育	1 有 2 無																																																																																																							
		病児保育	1 有 2 無																																																																																																							
	3 していない	施設の利用者	1 自施設の医師・歯科医師 2 自施設の看護師・准看護師 3 その他の自施設の職員 4 併設施設の職員 5 その他																																																																																																							
		1 男性職員の育児時間	5 再就業する職員への研修																																																																																																							
2 男性職員の出産休暇		6 フレックスタイム																																																																																																								
3 代替職員の配置		7 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ																																																																																																								
4 休業中の職員への情報提供		8 育児費用の援助措置																																																																																																								
	病院数	病院数に対する割合(%)																																																																																																								
総数	8 794	100.0																																																																																																								
男性職員の育児時間	2 704	30.7																																																																																																								
男性職員の出産休暇	3 257	37.0																																																																																																								
代替職員の配置	3 247	36.9																																																																																																								
休業中の職員への情報提供	2 314	26.3																																																																																																								
再就業する職員への研修	1 200	13.6																																																																																																								
フレックスタイム	738	8.4																																																																																																								
始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	4 382	49.8																																																																																																								
育児費用の援助措置	1 245	14.2																																																																																																								

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																								
<p>(24) 電子カルテシステムの導入状況</p> <p><b>(24)電子カルテシステムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="3">}</td> <td colspan="2">活用状況の範囲</td> </tr> <tr> <td>1 自施設内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 患者へ情報提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 医療機関内の一部に導入している</td> <td rowspan="2">}</td> <td>3 他の医療機関等と連携</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">導入予定時期</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 具体的な導入予定がある</td> <td rowspan="4">}</td> <td>1 平成23年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 平成24年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 平成25年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 平成26年度以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 医療機関全体として導入している	}	活用状況の範囲		1 自施設内		2 患者へ情報提供		2 医療機関内の一部に導入している	}	3 他の医療機関等と連携		導入予定時期		3 具体的な導入予定がある	}	1 平成23年度		2 平成24年度		3 平成25年度		4 平成26年度以降		4 導入予定なし				<p>(24) 電子カルテシステムの導入状況</p> <p><b>(24) 電子カルテシステムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="3">}</td> <td colspan="2">活用状況の範囲</td> </tr> <tr> <td>1 自施設内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 患者へ情報提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 医療機関内の一部に導入している</td> <td rowspan="2">}</td> <td>3 他の医療機関等と連携</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">導入予定時期</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 具体的な導入予定がある</td> <td rowspan="4">}</td> <td>1 平成20年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 平成21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 平成22年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 平成23年度以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 医療機関全体として導入している	}	活用状況の範囲		1 自施設内		2 患者へ情報提供		2 医療機関内の一部に導入している	}	3 他の医療機関等と連携		導入予定時期		3 具体的な導入予定がある	}	1 平成20年度		2 平成21年度		3 平成22年度		4 平成23年度以降		4 導入予定なし				<p>調査時期にあわせた導入予定時期を変更する。 調査事項に変更なし。</p>																
1 医療機関全体として導入している			}	活用状況の範囲																																																																						
				1 自施設内																																																																						
	2 患者へ情報提供																																																																									
2 医療機関内の一部に導入している	}	3 他の医療機関等と連携																																																																								
		導入予定時期																																																																								
3 具体的な導入予定がある	}	1 平成23年度																																																																								
		2 平成24年度																																																																								
		3 平成25年度																																																																								
		4 平成26年度以降																																																																								
4 導入予定なし																																																																										
1 医療機関全体として導入している	}	活用状況の範囲																																																																								
		1 自施設内																																																																								
		2 患者へ情報提供																																																																								
2 医療機関内の一部に導入している	}	3 他の医療機関等と連携																																																																								
		導入予定時期																																																																								
3 具体的な導入予定がある	}	1 平成20年度																																																																								
		2 平成21年度																																																																								
		3 平成22年度																																																																								
		4 平成23年度以降																																																																								
4 導入予定なし																																																																										
<p>(25) 遠隔医療システムの導入状況</p> <p><b>(25)遠隔医療システムの導入状況 10月1日現在の数を記入してください。</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">遠隔画像診断</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠隔在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数</td> <td>(</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	遠隔画像診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)	2 無	送信	依頼先施設数	(	施設)	遠隔病理診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)	2 無	送信	依頼先施設数	(	施設)	遠隔在宅療養支援	1 有 →	}	受信	依頼元患者数	(	人)	2 無					<p>(25) 遠隔医療システムの導入状況</p> <p><b>(25) 遠隔医療システムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">遠隔画像診断</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数</td> <td>(</td> <td>施設)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td rowspan="2">}</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数</td> <td>(</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	遠隔画像診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)	2 無	送信	依頼先施設数	(	施設)	遠隔病理診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)	2 無	送信	依頼先施設数	(	施設)	在宅療養支援	1 有 →	}	受信	依頼元患者数	(	人)	2 無					<p>「在宅療養支援」について、遠隔医療システムを使用しているものであることが分かりやすいよう、「遠隔在宅療養支援」と表記を変更する。 調査事項に変更なし。</p>
遠隔画像診断		1 有 →		}	受信	依頼元施設数	(	施設)																																																																		
	2 無	送信	依頼先施設数		(	施設)																																																																				
遠隔病理診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)																																																																				
	2 無		送信	依頼先施設数	(	施設)																																																																				
遠隔在宅療養支援	1 有 →	}	受信	依頼元患者数	(	人)																																																																				
	2 無																																																																									
遠隔画像診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)																																																																				
	2 無		送信	依頼先施設数	(	施設)																																																																				
遠隔病理診断	1 有 →	}	受信	依頼元施設数	(	施設)																																																																				
	2 無		送信	依頼先施設数	(	施設)																																																																				
在宅療養支援	1 有 →	}	受信	依頼元患者数	(	人)																																																																				
	2 無																																																																									

【病院票】

新・23年調査(案)									
(26) 医療安全体制									
(26)医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに									
	責 任 者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
1	いる ( ) 人								
2	いない								
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度				
4	月1回程度	5	月1回未満						
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
保守計画の実施									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
患者相談担当者の配置の有無									
1	有	2	無						

(28) 特殊診療設備			
(28) 特殊診療設備	病床数	9月中の取扱患者延数	
01~06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入			
ICU(特定集中治療室)	01	床	人
SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人
MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人
無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人
放射線治療病室	05	床	人
外来化学療法室	06	床	人
07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たすものに加え、総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準を満たすものを含む。			
NICU(新生児特定集中治療室)	07	床	人
08~11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入			
CCU(心臓内科系集中治療室)	08	床	人
GCU(新生児治療回復室)	09	床	人
PICU(小児集中治療室)	10	床	人
陰圧室	11	床	人

旧・20年調査					
(26) 医療安全体制					
(26) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに					
* 医療安全に関する体制の責任者について、専任・兼務の別を記入してください。					
責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	
医師	1	1	1	1	
歯科医師	2	2	2	2	
薬剤師	3	3	3	3	
看護師	4	4	4	4	
診療放射線技師	5	5	5		
臨床検査技師	6	6	6		
臨床工学技士	7	7	7		
その他	8	8			
配置していない	9	9			
* 専任・兼務	専任	1	1	1	
	兼務	2	2	2	
		医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			
		3			
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度					
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度
4	月1回程度	5	月1回未満		
医療機器安全体制の保守計画の管理					
保守計画の策定					
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他
保守計画の実施					
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他
患者相談担当者の配置の有無					
1	有	2	無		

(28) 特殊診療設備			
(28) 特殊診療設備	病床数	9月中の取扱患者延数	
* 施設基準を満たすもののみ記入 ** 総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準に掲げられるものを含む。			
特定集中治療室(ICU)*	01	床	人
脳卒中集中治療室(SCU)*	02	床	人
心臓内科系集中治療室(CCU)	03	床	人
新生児特定集中治療室(NICU)**	04	床	人
母体・胎児集中治療室(MFICU)*	05	床	人
広範囲熱傷特定集中治療室*	06	床	人
小児集中治療室(PICU)	07	床	人
無菌治療室(手術室は除く)*	08	床	人
放射線治療病室*	09	床	人
外来化学療法室*	10	床	人

変更理由等

○責任者の資格と専任・兼務の別  
記入者に分かりやすいよう、表頭と表側の配置を変更する。  
責任者の専任・兼務の別については、大まかな実態が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。

○院内感染防止対策の専任担当者の状況  
医療施設の組織的な感染対策への取り組みを示すものとして、専任担当者数を含めた実態を把握するため追加する。

医療安全に関する体制の責任者の専任・兼務の状況

平成20(2008)年10月1日現在

施設数	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	総数			医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)
					総数	専任	兼務	
	8 794	2 989	5 464	-				
	8 794	2 787	5 638	-				
	8 794	5 078	3 177	-			839	
	8 794	6 463	1 815	-				
構成割合(%)	医療安全体制(全般)	100.0	34.0	62.1	-			
	院内感染防止対策	100.0	31.7	64.1	-			
	医療機器安全管理	100.0	57.7	36.1	-		9.5	
	医薬品安全管理	100.0	73.5	20.6	-			

注：総数には無回答を含む。

○「特定集中治療室(ICU)」、「脳卒中集中治療室(SCU)」、「心臓内科系集中治療室(CCU)」、「新生児特定集中治療室(NICU)」、「母体・胎児集中治療室(MFICU)」について、より実態に即した表記、「ICU(特定集中治療室)」、「SCU(脳卒中集中治療室)」、「CCU(心臓内科系集中治療室)」、「NICU(新生児特定集中治療室)」、「MFICU(母体・胎児集中治療室)」へと、それぞれ変更する。

○GCU(新生児治療回復室)  
平成22年診療報酬改定で新生児治療回復室入院医療管理料が新設されたところであるが、施設基準を満たさないものも調査し、実態を把握することが必要であることから、追加する。

○陰圧室  
これまで、感染症病床、結核病床において設置されていたが、近年では一般病床にも陰圧室を設置する例が増加してきている。また、患者の入院期間の短縮等から結核病床が減少の一途をたどっており、一般病床における結核患者の受け入れが、地域の結核医療を支えるためにも、以前にも増して重要になってきている。加えて、2009年4月に新型インフルエンザA/H1N1が発生し、初期段階においては陰圧室における管理を行っていた医療機関もあり、今後も発生しうる感染経路が不明確な新興・再興感染症に対する感染症の基盤強化のためにも、継続的に陰圧室の実態把握を行う必要がある。

○広範囲熱傷特定集中治療室  
広範囲熱傷特定集中治療室管理料については、これまで専用の治療室を用いることを要件としていたが、要件を緩和して特定集中治療室管理料及び救命救急入院料の一項目として評価を行うこととなったため、削除する。

○施設基準を満たすもののみ、満たしていないものを含む、等が分かりやすいよう、それぞれをまとめた配置に変更する。

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																														
<p>(31)手術等の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(31)手術等の実施状況</th> <th colspan="2">9月中の実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全身麻酔(静脈麻酔は除く)</td> <td>01</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>内視鏡下消化管手術</td> <td>02</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>悪性腫瘍手術</td> <td>03</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">部 位</td> <td>肺(再掲)</td> <td>04</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>胃(再掲)</td> <td>05</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>肝臓(再掲)</td> <td>06</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>大腸(再掲)</td> <td>07</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>前立腺(再掲)</td> <td>08</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>乳房(再掲)</td> <td>09</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>子宮(再掲)</td> <td>10</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>人工透析 (人工透析装置の台数)</td> <td>11</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>分娩(正常分娩を含む)</td> <td>12</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>帝王切開娩出術(再掲)</td> <td>13</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">分娩の取扱 小数点以下第2位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 取り扱っている</td> <td>担当医師数(常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当助産師数(常勤換算)</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2 取り扱っていない</td> <td>院内助産所の有無</td> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </tbody> </table>	(31)手術等の実施状況		9月中の実施件数		全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件	内視鏡下消化管手術	02		件	悪性腫瘍手術	03		件	部 位	肺(再掲)	04	件	胃(再掲)	05	件	肝臓(再掲)	06	件	大腸(再掲)	07	件	前立腺(再掲)	08	件	乳房(再掲)	09	件	子宮(再掲)	10	件	人工透析 (人工透析装置の台数)	11		台	分娩(正常分娩を含む)	12		件	帝王切開娩出術(再掲)	13		件	分娩の取扱 小数点以下第2位四捨五入				1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)		人		担当助産師数(常勤換算)		人	2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有	2 無	<p>(30)手術等の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(30)手術等の実施状況</th> <th colspan="2">9月中の実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全身麻酔(静脈麻酔は除く)</td> <td>01</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>内視鏡下消化管手術</td> <td>02</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>悪性腫瘍手術</td> <td>03</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>食道がん(再掲)</td> <td>04</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>肺がん(再掲)</td> <td>05</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>胃がん(再掲)</td> <td>06</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>肝臓がん(再掲)</td> <td>07</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>胆嚢がん(再掲)</td> <td>08</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>膵臓がん(再掲)</td> <td>09</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>大腸がん(再掲)</td> <td>10</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>腎がん(再掲)</td> <td>11</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん(再掲)</td> <td>12</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>乳がん(再掲)</td> <td>13</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>子宮がん(再掲)</td> <td>14</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>人工透析 (人工透析装置の台数)</td> <td>15</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>分娩(正常分娩を含む)</td> <td>16</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>帝王切開娩出術(再掲)</td> <td>17</td> <td></td> <td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">分娩の取扱</td> </tr> <tr> <td>1 取り扱っている</td> <td>担当医師数(常勤換算)</td> <td>( . 人)</td> <td>小数点以下第2位四捨五入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当助産師数(常勤換算)</td> <td>( . 人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>LDRの有無</td> <td>1 有 ( 床)</td> <td>2 無</td> </tr> <tr> <td>2 取り扱っていない</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(30)手術等の実施状況		9月中の実施件数		全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件	内視鏡下消化管手術	02		件	悪性腫瘍手術	03		件	食道がん(再掲)	04		件	肺がん(再掲)	05		件	胃がん(再掲)	06		件	肝臓がん(再掲)	07		件	胆嚢がん(再掲)	08		件	膵臓がん(再掲)	09		件	大腸がん(再掲)	10		件	腎がん(再掲)	11		件	前立腺がん(再掲)	12		件	乳がん(再掲)	13		件	子宮がん(再掲)	14		件	人工透析 (人工透析装置の台数)	15		台	分娩(正常分娩を含む)	16		件	帝王切開娩出術(再掲)	17		件	分娩の取扱				1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	( . 人)	小数点以下第2位四捨五入		担当助産師数(常勤換算)	( . 人)			LDRの有無	1 有 ( 床)	2 無	2 取り扱っていない				<p>○悪性腫瘍手術 記入者負担を考慮し、悪性腫瘍手術については、5大がん(肺、胃、肝臓、大腸、乳房)及び行政として動向をフォローすべき子宮、前立腺に絞り把握する。 また、それぞれの表記から「がん」を削除し、部位ごとの表記に変更する。 なお、悪性腫瘍手術の件数については、「社会医療診療行為別調査」において診療行為別に把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p> <p>○院内助産所の有無 安全・安心なお産の場を確保するとともに、正常分娩を助産師が担うことで産科医師の負担の軽減を目的とする「院内助産所」について、その設置状況を体系的・網羅的に把握するため、追加する。</p> <p>院内助産所・・・緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うもの。医療法第2条でいう助産所には該当しない。</p> <p>○LDRの有無 大まかな実態が把握できたため削除する。</p> <p>平成20年 LDRあり一般病院数 325施設(病床数 648床)</p> <p>LDR・・・入院する病床で、陣痛・分娩から回復までを過ごすことができる、居室型分娩室をいう。</p>
(31)手術等の実施状況		9月中の実施件数																																																																																																																																																														
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件																																																																																																																																																													
内視鏡下消化管手術	02		件																																																																																																																																																													
悪性腫瘍手術	03		件																																																																																																																																																													
部 位	肺(再掲)	04	件																																																																																																																																																													
	胃(再掲)	05	件																																																																																																																																																													
	肝臓(再掲)	06	件																																																																																																																																																													
	大腸(再掲)	07	件																																																																																																																																																													
	前立腺(再掲)	08	件																																																																																																																																																													
	乳房(再掲)	09	件																																																																																																																																																													
	子宮(再掲)	10	件																																																																																																																																																													
人工透析 (人工透析装置の台数)	11		台																																																																																																																																																													
分娩(正常分娩を含む)	12		件																																																																																																																																																													
帝王切開娩出術(再掲)	13		件																																																																																																																																																													
分娩の取扱 小数点以下第2位四捨五入																																																																																																																																																																
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)		人																																																																																																																																																													
	担当助産師数(常勤換算)		人																																																																																																																																																													
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1 有	2 無																																																																																																																																																													
(30)手術等の実施状況		9月中の実施件数																																																																																																																																																														
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01		件																																																																																																																																																													
内視鏡下消化管手術	02		件																																																																																																																																																													
悪性腫瘍手術	03		件																																																																																																																																																													
食道がん(再掲)	04		件																																																																																																																																																													
肺がん(再掲)	05		件																																																																																																																																																													
胃がん(再掲)	06		件																																																																																																																																																													
肝臓がん(再掲)	07		件																																																																																																																																																													
胆嚢がん(再掲)	08		件																																																																																																																																																													
膵臓がん(再掲)	09		件																																																																																																																																																													
大腸がん(再掲)	10		件																																																																																																																																																													
腎がん(再掲)	11		件																																																																																																																																																													
前立腺がん(再掲)	12		件																																																																																																																																																													
乳がん(再掲)	13		件																																																																																																																																																													
子宮がん(再掲)	14		件																																																																																																																																																													
人工透析 (人工透析装置の台数)	15		台																																																																																																																																																													
分娩(正常分娩を含む)	16		件																																																																																																																																																													
帝王切開娩出術(再掲)	17		件																																																																																																																																																													
分娩の取扱																																																																																																																																																																
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	( . 人)	小数点以下第2位四捨五入																																																																																																																																																													
	担当助産師数(常勤換算)	( . 人)																																																																																																																																																														
	LDRの有無	1 有 ( 床)	2 無																																																																																																																																																													
2 取り扱っていない																																																																																																																																																																
<p>(33)歯科設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(33)歯科設備</th> <th colspan="2">保有しているものすべてに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 歯科診療台 ( 台 )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 デンタルX線装置(アナログ)</td> <td>6</td> <td>ポータブル歯科ユニット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 デンタルX線装置(デジタル)</td> <td>7</td> <td>オートクレーブ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 パノラマX線装置(アナログ)</td> <td>8</td> <td>吸入鎮静装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 パノラマX線装置(デジタル)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(33)歯科設備		保有しているものすべてに		1 歯科診療台 ( 台 )				2 デンタルX線装置(アナログ)	6	ポータブル歯科ユニット		3 デンタルX線装置(デジタル)	7	オートクレーブ		4 パノラマX線装置(アナログ)	8	吸入鎮静装置		5 パノラマX線装置(デジタル)				<p>(33) 歯科設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(33) 歯科設備</th> <th colspan="2">保有しているものすべてに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 歯科診療台 ( 台 )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 パノラマX線装置</td> <td>5</td> <td>超音波歯石除去器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 オートクレーブ</td> <td>6</td> <td>口腔内画像処理システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 生体モニター</td> <td>7</td> <td>吸入鎮静装置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(33) 歯科設備		保有しているものすべてに		1 歯科診療台 ( 台 )				2 パノラマX線装置	5	超音波歯石除去器		3 オートクレーブ	6	口腔内画像処理システム		4 生体モニター	7	吸入鎮静装置		<p>○「生体モニター」、「超音波歯石除去器」、「口腔内画像処理システム」については、大まかな実態が把握できたため削除する。</p> <p>平成20年 保有している病院数 生体モニター 624施設、超音波歯石除去器 1,215施設、 口腔内画像処理システム 355施設</p> <p>○「デンタルX線装置(アナログ)」、「デンタルX線装置(デジタル)」、「パノラマX線装置(アナログ)」、「パノラマX線装置(デジタル)」、「ポータブル歯科ユニット」について、行政としてより実態を把握する必要性が高いものを追加する。</p> <p>X線装置については、安全・安心な歯科医療を提供する観点から、被曝線量の少ないデジタル化が望まれており、歯科診療を行う上で必要度の高いX線装置について移行状況等を調査するものである。また、高齢化の進展に伴い、在宅歯科診療の体制整備が急務となっており、在宅歯科医療で使用されるポータブル歯科ユニットの所持状況について把握するものである。</p>																																																																																																																		
(33)歯科設備		保有しているものすべてに																																																																																																																																																														
1 歯科診療台 ( 台 )																																																																																																																																																																
2 デンタルX線装置(アナログ)	6	ポータブル歯科ユニット																																																																																																																																																														
3 デンタルX線装置(デジタル)	7	オートクレーブ																																																																																																																																																														
4 パノラマX線装置(アナログ)	8	吸入鎮静装置																																																																																																																																																														
5 パノラマX線装置(デジタル)																																																																																																																																																																
(33) 歯科設備		保有しているものすべてに																																																																																																																																																														
1 歯科診療台 ( 台 )																																																																																																																																																																
2 パノラマX線装置	5	超音波歯石除去器																																																																																																																																																														
3 オートクレーブ	6	口腔内画像処理システム																																																																																																																																																														
4 生体モニター	7	吸入鎮静装置																																																																																																																																																														

【病院票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>(35) 新人看護職員研修の状況</p> <p><b>(35) 新人看護職員研修の状況</b></p> <p>1 新人看護職員がいる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している</li> <li>2 新人看護職員研修ガイドラインに沿わない研修を実施している</li> <li>3 新人看護職員研修を実施していない</li> </ul> <p>2 新人看護職員がいない</p>	<p>新規</p>	<p>看護職員の新人研修については、平成22年度より新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修の普及を進めてきており、その実態を把握するため、調査項目に追加する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>(36) 病棟における看護職員の勤務体制</p> <p><b>(36) 病棟における看護職員の勤務体制</b></p> <p>施設内すべての病棟における看護師、准看護師の勤務体制を記入 複数の看護単位を有する施設においては、合算した数を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="296 577 973 1123"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th> <th rowspan="2">配置人数 (看護師・准看護師)</th> <th colspan="3">看護単位数</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">三交代制</td> <td rowspan="3">準夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">深夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二交代制</td> <td rowspan="3">夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">当直制・他</td> <td rowspan="3">夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記入例 三交代の体制をとる病棟に、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合</p> <table border="1" data-bbox="341 1155 928 1470"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th> <th rowspan="2">配置人数 (看護師・准看護師)</th> <th colspan="3">看護単位数</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">三交代制</td> <td rowspan="3">準夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">深夜勤</td> <td>1人配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2人配置</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3人以上配置</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数			1人	2人	3人以上	三交代制	準夜勤	1人配置				2人配置				3人以上配置				深夜勤	1人配置				2人配置				3人以上配置				二交代制	夜勤	1人配置				2人配置				3人以上配置				当直制・他	夜勤	1人配置				2人配置				3人以上配置					時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数			1人	2人	3人以上	三交代制	準夜勤	1人配置				2人配置				3人以上配置			1	深夜勤	1人配置				2人配置			1	3人以上配置				<p>(36) 病棟における看護職員の勤務体制</p> <p><b>(36) 病棟における看護職員の勤務体制</b></p> <p>看護師、准看護師の勤務体制を病棟別に記入 複数種類の病床を有する病棟は、一番多い病床に該当する病棟に記入</p> <table border="1" data-bbox="1032 577 1709 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配置している 看護師・ 准看護師</th> <th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th> <th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般病棟</td> <td rowspan="3">三交代制</td> <td>準夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">療養病棟</td> <td rowspan="3">二交代制</td> <td>夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当直制・他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">精神・結核病棟</td> <td rowspan="3">三交代制</td> <td>準夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記入例 三交代の体制をとる病棟に、20人の看護師・准看護師を配置し、1看護単位(準夜勤 3人、深夜勤 2人)で看護している場合</p> <table border="1" data-bbox="1077 1228 1685 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配置している 看護師・准看護師</th> <th rowspan="2">時間帯 (シフト)</th> <th colspan="3">看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三交代制</td> <td rowspan="2">20人</td> <td>準夜勤</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>深夜勤</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)			1人	2人	3人以上	一般病棟	三交代制	準夜勤				深夜勤				夜勤				療養病棟	二交代制	夜勤				当直制・他				夜勤				精神・結核病棟	三交代制	準夜勤				深夜勤				夜勤					配置している 看護師・准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)			1人	2人	3人以上	三交代制	20人	準夜勤			1	深夜勤		1		<p>○「配置している看護師・准看護師」について、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○「一般病棟」「療養病棟」「精神・結核病棟」ごとの看護単位数について、一定の傾向が把握できたため削除する。</p> <p>○「看護単位数(看護師・准看護師の人数別)」について、記入者に分かりやすい項目の配置を変更する。 調査項目に変更なし。</p> <table border="1" data-bbox="1804 840 2374 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配置看護単位数</th> <th colspan="6">三交代制</th> <th rowspan="3">配置看護職員数</th> </tr> <tr> <th colspan="3">〔深〕夜</th> <th colspan="3">準夜</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>17142</td> <td>55</td> <td>3197</td> <td>5315</td> <td>58</td> <td>2613</td> <td>5904</td> <td>212706</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>25787</td> <td>145</td> <td>5636</td> <td>7105</td> <td>153</td> <td>4780</td> <td>7968</td> <td>279819</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>29550</td> <td>168</td> <td>7287</td> <td>7333</td> <td>180</td> <td>6259</td> <td>8323</td> <td>297473</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>1838</td> <td>483</td> <td>384</td> <td>53</td> <td>490</td> <td>368</td> <td>60</td> <td>13556</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>2684</td> <td>669</td> <td>517</td> <td>149</td> <td>661</td> <td>531</td> <td>157</td> <td>15866</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>2721</td> <td>713</td> <td>479</td> <td>166</td> <td>688</td> <td>508</td> <td>167</td> <td>14689</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>3639</td> <td>200</td> <td>1358</td> <td>262</td> <td>198</td> <td>1266</td> <td>355</td> <td>41508</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>5598</td> <td>351</td> <td>1974</td> <td>472</td> <td>350</td> <td>1845</td> <td>606</td> <td>45919</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>6044</td> <td>395</td> <td>2207</td> <td>435</td> <td>356</td> <td>2048</td> <td>603</td> <td>48140</td> </tr> <tr> <td>配置看護単位数</td> <th colspan="6">二交代制</th> <th rowspan="3">配置看護職員数</th> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="3">〔深〕夜</th> <th colspan="3">準夜</th> </tr> <tr> <td></td> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>7917</td> <td>239</td> <td>3717</td> <td>3961</td> <td></td> <td></td> <td>168086</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>7631</td> <td>641</td> <td>3733</td> <td>3257</td> <td></td> <td></td> <td>123264</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>7501</td> <td>747</td> <td>3741</td> <td>3013</td> <td></td> <td></td> <td>104145</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>4820</td> <td>2808</td> <td>1762</td> <td>250</td> <td></td> <td></td> <td>62053</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>6456</td> <td>3508</td> <td>2171</td> <td>777</td> <td></td> <td></td> <td>66897</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>5658</td> <td>3005</td> <td>1817</td> <td>836</td> <td></td> <td></td> <td>56103</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>2984</td> <td>598</td> <td>2056</td> <td>330</td> <td></td> <td></td> <td>49802</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>3828</td> <td>849</td> <td>2248</td> <td>731</td> <td></td> <td></td> <td>52032</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>3930</td> <td>744</td> <td>2317</td> <td>869</td> <td></td> <td></td> <td>49499</td> </tr> <tr> <td>配置看護単位数</td> <th colspan="6">当直制・その他</th> <th rowspan="3">配置看護職員数</th> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="3">〔深〕夜</th> <th colspan="3">準夜</th> </tr> <tr> <td></td> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>239</td> <td>78</td> <td>96</td> <td>65</td> <td></td> <td></td> <td>4866</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>316</td> <td>100</td> <td>142</td> <td>74</td> <td></td> <td></td> <td>3533</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>515</td> <td>201</td> <td>224</td> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td>4035</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>153</td> <td>88</td> <td>56</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>1744</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>285</td> <td>194</td> <td>67</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>2902</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>282</td> <td>167</td> <td>75</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>2156</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>75</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td>834</td> </tr> <tr> <td>17年</td> <td>226</td> <td>54</td> <td>110</td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td>2697</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>159</td> <td>41</td> <td>79</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td>1815</td> </tr> </tbody> </table>	配置看護単位数	三交代制						配置看護職員数	〔深〕夜			準夜			1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	20年	17142	55	3197	5315	58	2613	5904	212706	17年	25787	145	5636	7105	153	4780	7968	279819	14年	29550	168	7287	7333	180	6259	8323	297473	20年	1838	483	384	53	490	368	60	13556	17年	2684	669	517	149	661	531	157	15866	14年	2721	713	479	166	688	508	167	14689	20年	3639	200	1358	262	198	1266	355	41508	17年	5598	351	1974	472	350	1845	606	45919	14年	6044	395	2207	435	356	2048	603	48140	配置看護単位数	二交代制						配置看護職員数		〔深〕夜			準夜				1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	20年	7917	239	3717	3961			168086	17年	7631	641	3733	3257			123264	14年	7501	747	3741	3013			104145	20年	4820	2808	1762	250			62053	17年	6456	3508	2171	777			66897	14年	5658	3005	1817	836			56103	20年	2984	598	2056	330			49802	17年	3828	849	2248	731			52032	14年	3930	744	2317	869			49499	配置看護単位数	当直制・その他						配置看護職員数		〔深〕夜			準夜				1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上	20年	239	78	96	65			4866	17年	316	100	142	74			3533	14年	515	201	224	90			4035	20年	153	88	56	9			1744	17年	285	194	67	24			2902	14年	282	167	75	40			2156	20年	75	29	33	13			834	17年	226	54	110	62			2697	14年	159	41	79	39			1815
				時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
三交代制	準夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3人以上配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	深夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3人以上配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二交代制	夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3人以上配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
当直制・他	夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3人以上配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	時間帯 (シフト)	配置人数 (看護師・准看護師)	看護単位数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三交代制	準夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3人以上配置			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	深夜勤	1人配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2人配置			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		3人以上配置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	配置している 看護師・ 准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
一般病棟	三交代制	準夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		深夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
療養病棟	二交代制	夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		当直制・他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
精神・結核病棟	三交代制	準夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		深夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		夜勤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	配置している 看護師・准看護師	時間帯 (シフト)	看護単位数 (看護師・准看護師の人数別)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三交代制	20人	準夜勤			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		深夜勤		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
配置看護単位数	三交代制						配置看護職員数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〔深〕夜			準夜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20年	17142	55	3197	5315	58	2613	5904	212706																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17年	25787	145	5636	7105	153	4780	7968	279819																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14年	29550	168	7287	7333	180	6259	8323	297473																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20年	1838	483	384	53	490	368	60	13556																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17年	2684	669	517	149	661	531	157	15866																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14年	2721	713	479	166	688	508	167	14689																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
20年	3639	200	1358	262	198	1266	355	41508																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
17年	5598	351	1974	472	350	1845	606	45919																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
14年	6044	395	2207	435	356	2048	603	48140																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
配置看護単位数	二交代制						配置看護職員数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〔深〕夜			準夜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20年	7917	239	3717	3961			168086																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	7631	641	3733	3257			123264																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	7501	747	3741	3013			104145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20年	4820	2808	1762	250			62053																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	6456	3508	2171	777			66897																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	5658	3005	1817	836			56103																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20年	2984	598	2056	330			49802																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	3828	849	2248	731			52032																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	3930	744	2317	869			49499																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
配置看護単位数	当直制・その他						配置看護職員数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〔深〕夜			準夜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1人	2人	3人以上	1人	2人	3人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20年	239	78	96	65			4866																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	316	100	142	74			3533																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	515	201	224	90			4035																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20年	153	88	56	9			1744																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	285	194	67	24			2902																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	282	167	75	40			2156																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
20年	75	29	33	13			834																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17年	226	54	110	62			2697																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14年	159	41	79	39			1815																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																					
<p>(4) 開設者</p> <p><b>(4) 開設者</b> あてはまるものひとつに</p> <table border="1"> <tr> <td>01 厚生労働省</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">国</td> </tr> <tr> <td>02 独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03 国立大学法人</td> </tr> <tr> <td>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05 国立高度専門医療研究センター</td> </tr> <tr> <td>06 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07 都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>08 市町村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09 地方独立行政法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 日赤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 済生会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 北海道社会事業協会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 厚生連</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 国民健康保険団体連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 全国社会保険協会連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 厚生年金事業振興団</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 船員保険会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 健康保険組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 共済組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 国民健康保険組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 公益法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 医療法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 私立学校法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 社会福祉法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 医療生協</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 その他の法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 個人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 厚生労働省	}	国	02 独立行政法人国立病院機構	03 国立大学法人	04 独立行政法人労働者健康福祉機構	05 国立高度専門医療研究センター	06 その他			07 都道府県			08 市町村			09 地方独立行政法人			10 日赤			11 済生会			12 北海道社会事業協会			13 厚生連			14 国民健康保険団体連合会			15 全国社会保険協会連合会			16 厚生年金事業振興団			17 船員保険会			18 健康保険組合及びその連合会			19 共済組合及びその連合会			20 国民健康保険組合			21 公益法人			22 医療法人			23 私立学校法人			24 社会福祉法人			25 医療生協			26 会社			27 その他の法人			28 個人			<p>(4) 開設者</p> <p><b>(4) 開設者</b> あてはまるものひとつに</p> <table border="1"> <tr> <td>01 厚生労働省</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">国</td> </tr> <tr> <td>02 独立行政法人国立病院機構</td> </tr> <tr> <td>03 国立大学法人</td> </tr> <tr> <td>04 独立行政法人労働者健康福祉機構</td> </tr> <tr> <td>05 その他</td> </tr> <tr> <td>06 都道府県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07 市町村</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>08 地方独立行政法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>09 日赤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 済生会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 北海道社会事業協会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 厚生連</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 国民健康保険団体連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 全国社会保険協会連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 厚生年金事業振興団</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 船員保険会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 健康保険組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 共済組合及びその連合会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 国民健康保険組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 公益法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 医療法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 私立学校法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 社会福祉法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 医療生協</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 その他の法人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>27 個人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 厚生労働省	}	国	02 独立行政法人国立病院機構	03 国立大学法人	04 独立行政法人労働者健康福祉機構	05 その他	06 都道府県			07 市町村			08 地方独立行政法人			09 日赤			10 済生会			11 北海道社会事業協会			12 厚生連			13 国民健康保険団体連合会			14 全国社会保険協会連合会			15 厚生年金事業振興団			16 船員保険会			17 健康保険組合及びその連合会			18 共済組合及びその連合会			19 国民健康保険組合			20 公益法人			21 医療法人			22 私立学校法人			23 社会福祉法人			24 医療生協			25 会社			26 その他の法人			27 個人			<p>国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴い、開設者の区分に「05 国立高度専門医療研究センター」を加える。</p>
01 厚生労働省	}			国																																																																																																																																																			
02 独立行政法人国立病院機構																																																																																																																																																							
03 国立大学法人																																																																																																																																																							
04 独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																																																							
05 国立高度専門医療研究センター																																																																																																																																																							
06 その他																																																																																																																																																							
07 都道府県																																																																																																																																																							
08 市町村																																																																																																																																																							
09 地方独立行政法人																																																																																																																																																							
10 日赤																																																																																																																																																							
11 済生会																																																																																																																																																							
12 北海道社会事業協会																																																																																																																																																							
13 厚生連																																																																																																																																																							
14 国民健康保険団体連合会																																																																																																																																																							
15 全国社会保険協会連合会																																																																																																																																																							
16 厚生年金事業振興団																																																																																																																																																							
17 船員保険会																																																																																																																																																							
18 健康保険組合及びその連合会																																																																																																																																																							
19 共済組合及びその連合会																																																																																																																																																							
20 国民健康保険組合																																																																																																																																																							
21 公益法人																																																																																																																																																							
22 医療法人																																																																																																																																																							
23 私立学校法人																																																																																																																																																							
24 社会福祉法人																																																																																																																																																							
25 医療生協																																																																																																																																																							
26 会社																																																																																																																																																							
27 その他の法人																																																																																																																																																							
28 個人																																																																																																																																																							
01 厚生労働省	}	国																																																																																																																																																					
02 独立行政法人国立病院機構																																																																																																																																																							
03 国立大学法人																																																																																																																																																							
04 独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																																																							
05 その他																																																																																																																																																							
06 都道府県																																																																																																																																																							
07 市町村																																																																																																																																																							
08 地方独立行政法人																																																																																																																																																							
09 日赤																																																																																																																																																							
10 済生会																																																																																																																																																							
11 北海道社会事業協会																																																																																																																																																							
12 厚生連																																																																																																																																																							
13 国民健康保険団体連合会																																																																																																																																																							
14 全国社会保険協会連合会																																																																																																																																																							
15 厚生年金事業振興団																																																																																																																																																							
16 船員保険会																																																																																																																																																							
17 健康保険組合及びその連合会																																																																																																																																																							
18 共済組合及びその連合会																																																																																																																																																							
19 国民健康保険組合																																																																																																																																																							
20 公益法人																																																																																																																																																							
21 医療法人																																																																																																																																																							
22 私立学校法人																																																																																																																																																							
23 社会福祉法人																																																																																																																																																							
24 医療生協																																																																																																																																																							
25 会社																																																																																																																																																							
26 その他の法人																																																																																																																																																							
27 個人																																																																																																																																																							
<p>(5) 許可病床数</p> <p><b>(5) 許可病床数</b></p> <table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>床</td> </tr> </table>	療養病床	床	一般病床	床	合計	床	<p>(5) 許可病床数</p> <p><b>(5) 許可病床数</b></p> <table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>介護保険適用分(再掲)</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td>床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>床</td> </tr> </table>	療養病床	床	介護保険適用分(再掲)	床	一般病床	床	合計	床	<p>「介護保険適用分(再掲)」については、病院報告で把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>																																																																																																																																							
療養病床	床																																																																																																																																																						
一般病床	床																																																																																																																																																						
合計	床																																																																																																																																																						
療養病床	床																																																																																																																																																						
介護保険適用分(再掲)	床																																																																																																																																																						
一般病床	床																																																																																																																																																						
合計	床																																																																																																																																																						

【一般診療所票】

新・23年調査(案)		旧・20年調査	変更理由等
(8) 診療科目		(8) 診療科目	
(8) 診療科目 あてはまるものすべてに		(8) 診療科目 あてはまるものすべてに	
I	01 内科	01 内科	心臓血管外科の標ぼうは医療法で認められていたところであり、循環器外科は、平成20年4月1日から標ぼう可能な診療科目が柔軟な方式に変更されたことによりできた診療科目である。よって平成19年度以前から標ぼう可能であった「心臓血管外科」での標ぼうが多数である実態に合わせ、表記を「心臓血管外科」と変更する。
	02 呼吸器内科	02 呼吸器内科	
	03 循環器内科	03 循環器内科	
	04 消化器内科(胃腸内科)	04 消化器内科(胃腸内科)	
	05 腎臓内科	05 腎臓内科	
	06 神経内科	06 神経内科	
	07 糖尿病内科(代謝内科)	07 糖尿病内科(代謝内科)	
	08 血液内科	08 血液内科	
	09 皮膚科	09 皮膚科	
	10 アレルギー科	10 アレルギー科	
	11 リウマチ科	11 リウマチ科	
	12 感染症内科	12 感染症内科	
	13 小児科	13 小児科	
	14 精神科	14 精神科	
	15 心療内科	15 心療内科	
II	16 外科	16 外科	
	17 呼吸器外科	17 呼吸器外科	
	18 心臓血管外科	18 循環器外科(心臓・血管外科)	
	19 乳腺外科	19 乳腺外科	
	20 気管食道外科	20 気管食道外科	
	21 消化器外科(胃腸外科)	21 消化器外科(胃腸外科)	
	22 泌尿器科	22 泌尿器科	
	23 肛門外科	23 肛門外科	
	24 脳神経外科	24 脳神経外科	
	25 整形外科	25 整形外科	
	26 形成外科	26 形成外科	
	27 美容外科	27 美容外科	
	28 眼科	28 眼科	
	29 耳鼻いんこう科	29 耳鼻いんこう科	
	30 小児外科	30 小児外科	
	31 産婦人科	31 産婦人科	
	32 産科	32 産科	
	33 婦人科	33 婦人科	
III	34 リハビリテーション科	34 リハビリテーション科	
	35 放射線科	35 放射線科	
	36 麻酔科	36 麻酔科	
	37 病理診断科	37 病理診断科	
	38 臨床検査科	38 臨床検査科	
	39 救急科	39 救急科	
	40 歯科	40 歯科	
	41 矯正歯科	41 矯正歯科	
	42 小児歯科	42 小児歯科	
	43 歯科口腔外科	43 歯科口腔外科	

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																
<p>(9) 診療状況</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(9) 診療状況</th> </tr> <tr> <td>9月30日の在院患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中に新たに入院した患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中の退院患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中の外来患者延数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>初診の患者の数(再掲)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者の延数(再掲)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)</td> <td>人</td> </tr> </table>	(9) 診療状況		9月30日の在院患者数	人	9月中に新たに入院した患者数	人	9月中の退院患者数	人	9月中の外来患者延数	人	初診の患者の数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)	人	<p>(9) 診療状況</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(9) 診療状況</th> </tr> <tr> <td>9月30日の在院患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中に新たに入院した患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中の退院患者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>9月中の外来患者延数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>初診の患者の数(再掲)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>診療時間外に受診した患者の延数(再掲)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち乳幼児(3歳未満)の延数</td> <td>人</td> </tr> </table>	(9) 診療状況		9月30日の在院患者数	人	9月中に新たに入院した患者数	人	9月中の退院患者数	人	9月中の外来患者延数	人	初診の患者の数(再掲)	人	診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人	うち乳幼児(3歳未満)の延数	人	<p>「乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」について、診療時間外に受診した患者のうちの再掲であることが分かりやすいよう、「診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)」と変更する。 調査事項に変更なし。</p>																																																																																																																																
(9) 診療状況																																																																																																																																																																		
9月30日の在院患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中に新たに入院した患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中の退院患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中の外来患者延数	人																																																																																																																																																																	
初診の患者の数(再掲)	人																																																																																																																																																																	
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人																																																																																																																																																																	
診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数(再掲)	人																																																																																																																																																																	
(9) 診療状況																																																																																																																																																																		
9月30日の在院患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中に新たに入院した患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中の退院患者数	人																																																																																																																																																																	
9月中の外来患者延数	人																																																																																																																																																																	
初診の患者の数(再掲)	人																																																																																																																																																																	
診療時間外に受診した患者の延数(再掲)	人																																																																																																																																																																	
うち乳幼児(3歳未満)の延数	人																																																																																																																																																																	
<p>削除</p>	<p>(12) 健診・保健指導</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに</th> </tr> <tr> <td>生活習慣病に関連する健診</td> <td>生活習慣病に関連する保健指導</td> </tr> <tr> <td>1 実施している</td> <td>1 実施している</td> </tr> <tr> <td>2 実施していない</td> <td>2 実施していない</td> </tr> </table>	(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに		生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導	1 実施している	1 実施している	2 実施していない	2 実施していない	<p>社会保険診療報酬支払基金の特定健診等機関基本情報リストで把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>																																																																																																																																																								
(16) 健診・保健指導 実施している場合は、あてはまるものすべてに																																																																																																																																																																		
生活習慣病に関連する健診	生活習慣病に関連する保健指導																																																																																																																																																																	
1 実施している	1 実施している																																																																																																																																																																	
2 実施していない	2 実施していない																																																																																																																																																																	
<p>(16) 表示診療時間の状況</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="8">(16) 表示診療時間の状況</th> </tr> <tr> <td colspan="8">通常の1週間の診療時間</td> </tr> <tr> <td colspan="8">合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。</td> </tr> <tr> <th>曜日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時 ～ 19時</th> <th>19時 ～ 20時</th> <th>20時 ～ 21時</th> <th>21時 ～ 22時</th> <th>22時 以降</th> </tr> <tr> <td>曜日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>火曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>木曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>金曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table>	(16) 表示診療時間の状況								通常の1週間の診療時間								合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。								表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。								曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	曜日								月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	休日	1	2	3	4	5	6	7	<p>(14) 表示診療時間の状況</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">(14) 表示診療時間の状況</th> </tr> <tr> <td colspan="4">通常の1週間の診療時間 ( 時間 )</td> </tr> <tr> <td>表示診療時間</td> <td colspan="3">通常診療している時間帯に をつけ、 「3」に をつけた場合は、括弧内に18時以降の 表示診療時間を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>平日は、診療時間が同じ曜日に をつけ、まとめて記入してください。</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>18時以降</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>(月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄 )</td> </tr> </table>	(14) 表示診療時間の状況				通常の1週間の診療時間 ( 時間 )				表示診療時間	通常診療している時間帯に をつけ、 「3」に をつけた場合は、括弧内に18時以降の 表示診療時間を記入してください。			平日は、診療時間が同じ曜日に をつけ、まとめて記入してください。	午前	午後	18時以降	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )	土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	休日	1	2	3 ( 時 分 迄 )	<p>記入者に分かりやすいよう、18時以降の表示診療時間について、記入から時間帯に○をつける方式に変更し、平日の曜日については、○をつける方式からそれぞれの曜日ごとに記入欄を設けるよう変更した。</p>
(16) 表示診療時間の状況																																																																																																																																																																		
通常の1週間の診療時間																																																																																																																																																																		
合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。																																																																																																																																																																		
表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。																																																																																																																																																																		
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																																											
曜日																																																																																																																																																																		
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																											
(14) 表示診療時間の状況																																																																																																																																																																		
通常の1週間の診療時間 ( 時間 )																																																																																																																																																																		
表示診療時間	通常診療している時間帯に をつけ、 「3」に をつけた場合は、括弧内に18時以降の 表示診療時間を記入してください。																																																																																																																																																																	
平日は、診療時間が同じ曜日に をつけ、まとめて記入してください。	午前	午後	18時以降																																																																																																																																																															
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
(月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															
休日	1	2	3 ( 時 分 迄 )																																																																																																																																																															

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																				
<p>(17) 専門外来の設置</p> <p><b>(17) 専門外来の設置</b> あてはまるものすべてに</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>禁煙外来</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>助産師外来</td> </tr> </table>	1	禁煙外来	2	助産師外来	<p>新規</p>	<p>○禁煙外来 旧(17)禁煙外来等の「禁煙外来の有無」を引き続き調査する。</p> <p>○助産師外来 妊婦の多様なニーズに応え、助産師を積極的に活用し、産科医師の負担の軽減を図る観点から普及を推進しているものであり、その状況を把握するため調査項目に追加する。</p>																																																
1	禁煙外来																																																					
2	助産師外来																																																					
<p>削除</p>	<p>(17) 禁煙外来等</p> <p><b>(17) 禁煙外来等</b> 各項目について、いずれかひとつに○</p> <p>禁煙外来の有無</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> </tr> </table> <p>ニコチン依存症管理料の算定</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> </tr> </table>	1	有	2	無	1	有	2	無	<p>○禁煙外来の有無 新設項目の「(17) 専門外来の設置」で把握する。</p> <p>○ニコチン依存症管理料の算定 診療報酬の施設基準の届出等で把握が可能なため、記入者負担を考え削除し、当調査としての集計は行わない。</p>																																												
1	有																																																					
2	無																																																					
1	有																																																					
2	無																																																					
<p>(20) 電子カルテシステムの導入状況</p> <p><b>(20) 電子カルテシステムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="3">活用状況の範囲</td> <td>1</td> <td>自施設内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>患者へ情報提供</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>他の医療機関等と連携</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 具体的な導入予定がある</td> <td rowspan="4">導入予定時期</td> <td>1</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成26年度以降</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関内の一部に導入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	1	自施設内	2	患者へ情報提供	3	他の医療機関等と連携	3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	1	平成23年度	2	平成24年度	3	平成25年度	4	平成26年度以降	2 医療機関内の一部に導入している				4 導入予定なし				<p>(20) 電子カルテシステムの導入状況</p> <p><b>(20) 電子カルテシステムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">1 医療機関全体として導入している</td> <td rowspan="3">活用状況の範囲</td> <td>1</td> <td>自施設内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>患者へ情報提供</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>他の医療機関等と連携</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3 具体的な導入予定がある</td> <td rowspan="4">導入予定時期</td> <td>1</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成23年度以降</td> </tr> <tr> <td>2 医療機関内の一部に導入している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 導入予定なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	1	自施設内	2	患者へ情報提供	3	他の医療機関等と連携	3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	1	平成20年度	2	平成21年度	3	平成22年度	4	平成23年度以降	2 医療機関内の一部に導入している				4 導入予定なし				<p>調査時期にあわせた導入予定時期を変更する。 調査事項に変更なし。</p>
1 医療機関全体として導入している			活用状況の範囲	1	自施設内																																																	
				2	患者へ情報提供																																																	
	3	他の医療機関等と連携																																																				
3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	1	平成23年度																																																			
		2	平成24年度																																																			
		3	平成25年度																																																			
		4	平成26年度以降																																																			
2 医療機関内の一部に導入している																																																						
4 導入予定なし																																																						
1 医療機関全体として導入している	活用状況の範囲	1	自施設内																																																			
		2	患者へ情報提供																																																			
		3	他の医療機関等と連携																																																			
3 具体的な導入予定がある	導入予定時期	1	平成20年度																																																			
		2	平成21年度																																																			
		3	平成22年度																																																			
		4	平成23年度以降																																																			
2 医療機関内の一部に導入している																																																						
4 導入予定なし																																																						

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																																																																			
<p>(21)遠隔医療システムの導入状況</p> <p><b>(21)遠隔医療システムの導入状況 10月1日現在の数を記入してください。</b></p> <table border="1"> <tr> <td>遠隔画像診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数 ( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)		2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)	遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)		2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)	遠隔在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 ( 人)		2 無			<p>(21)遠隔医療システムの導入状況</p> <p><b>(21)遠隔医療システムの導入状況</b></p> <table border="1"> <tr> <td>遠隔画像診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td>遠隔病理診断</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td>送信</td> <td>依頼先施設数 ( 施設)</td> </tr> <tr> <td>在宅療養支援</td> <td>1 有 →</td> <td>受信</td> <td>依頼元患者数 ( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)		2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)	遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)		2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)	在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 ( 人)		2 無			<p>「在宅療養支援」について、遠隔医療システムを使用しているものであることが分かりやすいよう、「遠隔在宅療養支援」と表記を変更する。 調査事項に変更なし。</p>																																																																																																																																																																			
遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
遠隔在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 ( 人)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無																																																																																																																																																																																																																				
遠隔画像診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
遠隔病理診断	1 有 →	受信	依頼元施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無	送信	依頼先施設数 ( 施設)																																																																																																																																																																																																																		
在宅療養支援	1 有 →	受信	依頼元患者数 ( 人)																																																																																																																																																																																																																		
	2 無																																																																																																																																																																																																																				
<p>(22)医療安全体制</p> <p><b>(22)医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">責 任 者</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>歯科医師</th> <th>薬剤師</th> <th>看護師</th> <th>診療放射線技師</th> <th>臨床検査技師</th> <th>臨床工学技士</th> <th>その他</th> <th>配置していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		責 任 者								医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない	医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7			医薬品安全管理	1	2	3	4						<p>(22)医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○</p> <p>*医療安全に関する体制の責任者について、専任・兼務の別を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>責任者の資格と専任・兼務の別</th> <th>医療安全体制(全般)</th> <th>院内感染防止対策</th> <th>医療機器安全管理</th> <th>医薬品安全管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置していない</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>*専任・兼務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専任</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>兼務</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">院内感染防止対策のための施設内回診の頻度</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ほぼ毎日</td> <td>2</td> <td>週1回以上</td> <td>3</td> <td>月2~3回程度</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>月1回程度</td> <td>5</td> <td>月1回未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">患者相談担当者の配置の有無</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>有</td> <td>2</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	医師	1	1	1	1	歯科医師	2	2	2	2	薬剤師	3	3	3	3	看護師	4	4	4	4	診療放射線技師	5	5	5		臨床検査技師	6	6	6		臨床工学技士	7	7	7		その他	8	8			配置していない	9	9			*専任・兼務					専任	1	1	1	1	兼務	2	2	2	2	医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			3		院内感染防止対策のための施設内回診の頻度					1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度	4	月1回程度	5	月1回未満			患者相談担当者の配置の有無					1	有	2	無		<p>○責任者の資格と専任・兼務の別 記入者に分かりやすいよう、表頭と表側の配置を変更する。 責任者の専任・兼務の別については、大まかな実態が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○院内感染防止対策のための施設内回診の頻度 有床診療所を想定したものであり、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○患者相談担当者の配置の有無 前回調査で配置状況が判明し、病院に比べ小規模の診療所においては、継続して把握する必要性が病院ほど大きくないことから削除する。</p> <p>医療安全に関する体制の責任者の専任・兼務の状況</p> <p>平成20(2008)年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設数</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">専任・兼務</th> <th rowspan="2">医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設数</td> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>99 083</td> <td>13 226</td> <td>56 763</td> <td rowspan="4">44 327</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>99 083</td> <td>9 490</td> <td>57 203</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>99 083</td> <td>9 252</td> <td>57 021</td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>99 083</td> <td>9 956</td> <td>56 457</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">構成割合(%)</td> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>100.0</td> <td>13.3</td> <td>57.3</td> <td rowspan="4">44.7</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>100.0</td> <td>9.6</td> <td>57.7</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>100.0</td> <td>9.3</td> <td>57.5</td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>100.0</td> <td>10.0</td> <td>57.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：総数には無回答を含む。</p> <p>患者相談担当者配置の有無</p> <p>平成20年(2008)10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>99 083</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>有り</td> <td>17 982</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>81 101</td> <td>81.9</td> </tr> </tbody> </table>	施設数		総数	専任・兼務		医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)	専任	兼務	施設数	医療安全体制(全般)	99 083	13 226	56 763	44 327	院内感染防止対策	99 083	9 490	57 203	医療機器安全管理	99 083	9 252	57 021	医薬品安全管理	99 083	9 956	56 457	構成割合(%)	医療安全体制(全般)	100.0	13.3	57.3	44.7	院内感染防止対策	100.0	9.6	57.7	医療機器安全管理	100.0	9.3	57.5	医薬品安全管理	100.0	10.0	57.0		施設数	割合	総数	99 083	100.0	有り	17 982	18.1	無し	81 101	81.9
		責 任 者																																																																																																																																																																																																																			
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない																																																																																																																																																																																																												
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																												
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																												
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																														
医薬品安全管理	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																	
責任者の資格と専任・兼務の別	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理																																																																																																																																																																																																																	
医師	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																	
歯科医師	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																	
薬剤師	3	3	3	3																																																																																																																																																																																																																	
看護師	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																	
診療放射線技師	5	5	5																																																																																																																																																																																																																		
臨床検査技師	6	6	6																																																																																																																																																																																																																		
臨床工学技士	7	7	7																																																																																																																																																																																																																		
その他	8	8																																																																																																																																																																																																																			
配置していない	9	9																																																																																																																																																																																																																			
*専任・兼務																																																																																																																																																																																																																					
専任	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																	
兼務	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																	
医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			3																																																																																																																																																																																																																		
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度																																																																																																																																																																																																																					
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度																																																																																																																																																																																																																
4	月1回程度	5	月1回未満																																																																																																																																																																																																																		
患者相談担当者の配置の有無																																																																																																																																																																																																																					
1	有	2	無																																																																																																																																																																																																																		
施設数		総数	専任・兼務		医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)																																																																																																																																																																																																																
			専任	兼務																																																																																																																																																																																																																	
施設数	医療安全体制(全般)	99 083	13 226	56 763	44 327																																																																																																																																																																																																																
	院内感染防止対策	99 083	9 490	57 203																																																																																																																																																																																																																	
	医療機器安全管理	99 083	9 252	57 021																																																																																																																																																																																																																	
	医薬品安全管理	99 083	9 956	56 457																																																																																																																																																																																																																	
構成割合(%)	医療安全体制(全般)	100.0	13.3	57.3	44.7																																																																																																																																																																																																																
	院内感染防止対策	100.0	9.6	57.7																																																																																																																																																																																																																	
	医療機器安全管理	100.0	9.3	57.5																																																																																																																																																																																																																	
	医薬品安全管理	100.0	10.0	57.0																																																																																																																																																																																																																	
	施設数	割合																																																																																																																																																																																																																			
総数	99 083	100.0																																																																																																																																																																																																																			
有り	17 982	18.1																																																																																																																																																																																																																			
無し	81 101	81.9																																																																																																																																																																																																																			

【一般診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																			
<p>(25)手術等の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(25)手術等の実施状況</th> <th>9月中の実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全身麻酔(静脈麻酔は除く)</td> <td>01</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>内視鏡下消化管手術</td> <td>02</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>悪性腫瘍手術</td> <td>03</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">部 位</td> <td>肺(再掲)</td> <td>04</td> </tr> <tr> <td>胃(再掲)</td> <td>05</td> </tr> <tr> <td>肝臓(再掲)</td> <td>06</td> </tr> <tr> <td>大腸(再掲)</td> <td>07</td> </tr> <tr> <td>前立腺(再掲)</td> <td>08</td> </tr> <tr> <td>乳房(再掲)</td> <td>09</td> </tr> <tr> <td>子宮(再掲)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>外来化学療法</td> <td>11</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>人工透析</td> <td rowspan="2">12</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>(人工透析装置の台数)</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>分娩(正常分娩を含む)</td> <td>13</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>帝王切開娩出術(再掲)</td> <td>14</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">分娩の取扱</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小数点以下第2位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>1 取り扱っている</td> <td>担当医師数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当助産師数(常勤換算)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>院内助産所の有無</td> <td>1 有</td> </tr> <tr> <td>2 取り扱っていない</td> <td></td> <td>2 無</td> </tr> </tbody> </table>	(25)手術等の実施状況		9月中の実施件数	全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件	内視鏡下消化管手術	02	件	悪性腫瘍手術	03	件	部 位	肺(再掲)	04	胃(再掲)	05	肝臓(再掲)	06	大腸(再掲)	07	前立腺(再掲)	08	乳房(再掲)	09	子宮(再掲)	10	外来化学療法	11	件	人工透析	12	件	(人工透析装置の台数)	台	分娩(正常分娩を含む)	13	件	帝王切開娩出術(再掲)	14	件	分娩の取扱			小数点以下第2位四捨五入			1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	人		担当助産師数(常勤換算)	人		院内助産所の有無	1 有	2 取り扱っていない		2 無	<p>(26)手術等の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(26)手術等の実施状況</th> <th>9月中の実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全身麻酔(静脈麻酔は除く)</td> <td>01</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>内視鏡下消化管手術</td> <td>02</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>悪性腫瘍手術</td> <td>03</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>胃がん(再掲)</td> <td>04</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>胆嚢がん(再掲)</td> <td>05</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>大腸がん(再掲)</td> <td>06</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん(再掲)</td> <td>07</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>乳がん(再掲)</td> <td>08</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>子宮がん(再掲)</td> <td>09</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>外来化学療法</td> <td>10</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>人工透析</td> <td rowspan="2">11</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>(人工透析装置の台数)</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>分娩(正常分娩を含む)</td> <td>12</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>帝王切開娩出術(再掲)</td> <td>13</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">分娩の取扱</td> </tr> <tr> <td>1 取り扱っている</td> <td colspan="2">担当医師数(常勤換算) ( . 人) 小数点以下第2位四捨五入</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">担当助産師数(常勤換算) ( . 人)</td> </tr> <tr> <td>2 取り扱っていない</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	(26)手術等の実施状況		9月中の実施件数	全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件	内視鏡下消化管手術	02	件	悪性腫瘍手術	03	件	胃がん(再掲)	04	件	胆嚢がん(再掲)	05	件	大腸がん(再掲)	06	件	前立腺がん(再掲)	07	件	乳がん(再掲)	08	件	子宮がん(再掲)	09	件	外来化学療法	10	件	人工透析	11	件	(人工透析装置の台数)	台	分娩(正常分娩を含む)	12	件	帝王切開娩出術(再掲)	13	件	分娩の取扱			1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算) ( . 人) 小数点以下第2位四捨五入			担当助産師数(常勤換算) ( . 人)		2 取り扱っていない			<p>○悪性腫瘍手術          記入者負担を考慮し、悪性腫瘍手術については、5大がん(肺、胃、肝臓、大腸、乳房)及び行政として動向をフォローすべき子宮、前立腺に絞り把握する。          また、それぞれの表記から「がん」を削除し、部位ごとの表記に変更する。          なお、悪性腫瘍手術の件数については、「社会医療診療行為別調査」において診療行為別に把握が可能のため、記入者負担を考慮し削除し、当調査としての集計は行わない。</p> <p>○院内助産所の有無          安全・安心なお産の場を確保するとともに、正常分娩を助産師が担うことで産科医師の負担の軽減を目的とする「院内助産所」について、その設置状況を体系的・網羅的に把握するため、追加する。</p> <p>院内助産所…緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊婦のケア及び助産を助産師が自立して行うもの。医療法第2条でいう助産所には該当しない。</p>
(25)手術等の実施状況		9月中の実施件数																																																																																																																			
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件																																																																																																																			
内視鏡下消化管手術	02	件																																																																																																																			
悪性腫瘍手術	03	件																																																																																																																			
部 位	肺(再掲)	04																																																																																																																			
	胃(再掲)	05																																																																																																																			
	肝臓(再掲)	06																																																																																																																			
	大腸(再掲)	07																																																																																																																			
	前立腺(再掲)	08																																																																																																																			
	乳房(再掲)	09																																																																																																																			
	子宮(再掲)	10																																																																																																																			
外来化学療法	11	件																																																																																																																			
人工透析	12	件																																																																																																																			
(人工透析装置の台数)		台																																																																																																																			
分娩(正常分娩を含む)	13	件																																																																																																																			
帝王切開娩出術(再掲)	14	件																																																																																																																			
分娩の取扱																																																																																																																					
小数点以下第2位四捨五入																																																																																																																					
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	人																																																																																																																			
	担当助産師数(常勤換算)	人																																																																																																																			
	院内助産所の有無	1 有																																																																																																																			
2 取り扱っていない		2 無																																																																																																																			
(26)手術等の実施状況		9月中の実施件数																																																																																																																			
全身麻酔(静脈麻酔は除く)	01	件																																																																																																																			
内視鏡下消化管手術	02	件																																																																																																																			
悪性腫瘍手術	03	件																																																																																																																			
胃がん(再掲)	04	件																																																																																																																			
胆嚢がん(再掲)	05	件																																																																																																																			
大腸がん(再掲)	06	件																																																																																																																			
前立腺がん(再掲)	07	件																																																																																																																			
乳がん(再掲)	08	件																																																																																																																			
子宮がん(再掲)	09	件																																																																																																																			
外来化学療法	10	件																																																																																																																			
人工透析	11	件																																																																																																																			
(人工透析装置の台数)		台																																																																																																																			
分娩(正常分娩を含む)	12	件																																																																																																																			
帝王切開娩出術(再掲)	13	件																																																																																																																			
分娩の取扱																																																																																																																					
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算) ( . 人) 小数点以下第2位四捨五入																																																																																																																				
	担当助産師数(常勤換算) ( . 人)																																																																																																																				
2 取り扱っていない																																																																																																																					
<p>(27)歯科設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(27) 歯科設備 歯科診療を行っている場合には、保有しているものすべてに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歯科診療台 ( 台)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>デンタルX線装置(アナログ)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>デンタルX線装置(デジタル)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>パノラマX線装置(アナログ)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>パノラマX線装置(デジタル)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ポータブル歯科ユニット</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>オートクレーブ</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>吸入鎮静装置</td> </tr> </tbody> </table>	(27) 歯科設備 歯科診療を行っている場合には、保有しているものすべてに		1	歯科診療台 ( 台)	2	デンタルX線装置(アナログ)	3	デンタルX線装置(デジタル)	4	パノラマX線装置(アナログ)	5	パノラマX線装置(デジタル)	6	ポータブル歯科ユニット	7	オートクレーブ	8	吸入鎮静装置	<p>(23) 歯科設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(23) 歯科設備 保有しているものすべてに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歯科診療台 ( 台)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>パノラマX線装置</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>オートクレーブ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>生体モニター</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>超音波歯石除去器</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>口腔内画像処理システム</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>吸入鎮静装置</td> </tr> </tbody> </table>	(23) 歯科設備 保有しているものすべてに		1	歯科診療台 ( 台)	2	パノラマX線装置	3	オートクレーブ	4	生体モニター	5	超音波歯石除去器	6	口腔内画像処理システム	7	吸入鎮静装置	<p>○「生体モニター」、「超音波歯石除去器」、「口腔内画像処理システム」については、大まかな実態が把握できたため削除する。          平成20年 保有している一般診療所数          生体モニター 121施設、超音波歯石除去器 783施設、          口腔内画像処理システム 193施設</p> <p>○「デンタルX線装置(アナログ)」、「デンタルX線装置(デジタル)」、「パノラマX線装置(アナログ)」、「パノラマX線装置(デジタル)」、「ポータブル歯科ユニット」、について、行政としてより実態を把握する必要性が高いものを追加する。          X線装置については、安全・安心な歯科医療を提供する観点から、被曝線量の少ないデジタル化が望まれており、歯科診療を行う上で必要度の高いX線装置について移行状況等を調査するものである。また、高齢化の進展に伴い、在宅歯科診療の体制整備が急務となっており、在宅歯科医療で使用するポータブル歯科ユニットの所持状況について把握するものである。</p>																																																																																	
(27) 歯科設備 歯科診療を行っている場合には、保有しているものすべてに																																																																																																																					
1	歯科診療台 ( 台)																																																																																																																				
2	デンタルX線装置(アナログ)																																																																																																																				
3	デンタルX線装置(デジタル)																																																																																																																				
4	パノラマX線装置(アナログ)																																																																																																																				
5	パノラマX線装置(デジタル)																																																																																																																				
6	ポータブル歯科ユニット																																																																																																																				
7	オートクレーブ																																																																																																																				
8	吸入鎮静装置																																																																																																																				
(23) 歯科設備 保有しているものすべてに																																																																																																																					
1	歯科診療台 ( 台)																																																																																																																				
2	パノラマX線装置																																																																																																																				
3	オートクレーブ																																																																																																																				
4	生体モニター																																																																																																																				
5	超音波歯石除去器																																																																																																																				
6	口腔内画像処理システム																																																																																																																				
7	吸入鎮静装置																																																																																																																				



【歯科診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																						
<p>(4) 開設者</p> <p>(4) 開設者 あてはまるものひとつに</p> <table border="1"> <tr><td>01</td><td>厚生労働省</td><td rowspan="5">}</td><td rowspan="5">国</td></tr> <tr><td>02</td><td>独立行政法人国立病院機構</td></tr> <tr><td>03</td><td>国立大学法人</td></tr> <tr><td>04</td><td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td></tr> <tr><td>05</td><td>国立高度専門医療研究センター</td></tr> <tr><td>06</td><td>その他</td><td rowspan="23">}</td><td rowspan="23"></td></tr> <tr><td>07</td><td>都道府県</td></tr> <tr><td>08</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>09</td><td>地方独立行政法人</td></tr> <tr><td>10</td><td>日赤</td></tr> <tr><td>11</td><td>済生会</td></tr> <tr><td>12</td><td>北海道社会事業協会</td></tr> <tr><td>13</td><td>厚生連</td></tr> <tr><td>14</td><td>国民健康保険団体連合会</td></tr> <tr><td>15</td><td>全国社会保険協会連合会</td></tr> <tr><td>16</td><td>厚生年金事業振興団</td></tr> <tr><td>17</td><td>船員保険会</td></tr> <tr><td>18</td><td>健康保険組合及びその連合会</td></tr> <tr><td>19</td><td>共済組合及びその連合会</td></tr> <tr><td>20</td><td>国民健康保険組合</td></tr> <tr><td>21</td><td>公益法人</td></tr> <tr><td>22</td><td>医療法人</td></tr> <tr><td>23</td><td>私立学校法人</td></tr> <tr><td>24</td><td>社会福祉法人</td></tr> <tr><td>25</td><td>医療生協</td></tr> <tr><td>26</td><td>会社</td></tr> <tr><td>27</td><td>その他の法人</td></tr> <tr><td>28</td><td>個人</td></tr> </table>	01	厚生労働省	}	国	02	独立行政法人国立病院機構	03	国立大学法人	04	独立行政法人労働者健康福祉機構	05	国立高度専門医療研究センター	06	その他	}		07	都道府県	08	市町村	09	地方独立行政法人	10	日赤	11	済生会	12	北海道社会事業協会	13	厚生連	14	国民健康保険団体連合会	15	全国社会保険協会連合会	16	厚生年金事業振興団	17	船員保険会	18	健康保険組合及びその連合会	19	共済組合及びその連合会	20	国民健康保険組合	21	公益法人	22	医療法人	23	私立学校法人	24	社会福祉法人	25	医療生協	26	会社	27	その他の法人	28	個人	<p>(4) 開設者</p> <p>(4) 開設者 あてはまるものひとつに</p> <table border="1"> <tr><td>01</td><td>厚生労働省</td><td rowspan="5">}</td><td rowspan="5">国</td></tr> <tr><td>02</td><td>独立行政法人国立病院機構</td></tr> <tr><td>03</td><td>国立大学法人</td></tr> <tr><td>04</td><td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td></tr> <tr><td>05</td><td>その他</td></tr> <tr><td>06</td><td>都道府県</td><td rowspan="22">}</td><td rowspan="22"></td></tr> <tr><td>07</td><td>市町村</td></tr> <tr><td>08</td><td>地方独立行政法人</td></tr> <tr><td>09</td><td>日赤</td></tr> <tr><td>10</td><td>済生会</td></tr> <tr><td>11</td><td>北海道社会事業協会</td></tr> <tr><td>12</td><td>厚生連</td></tr> <tr><td>13</td><td>国民健康保険団体連合会</td></tr> <tr><td>14</td><td>全国社会保険協会連合会</td></tr> <tr><td>15</td><td>厚生年金事業振興団</td></tr> <tr><td>16</td><td>船員保険会</td></tr> <tr><td>17</td><td>健康保険組合及びその連合会</td></tr> <tr><td>18</td><td>共済組合及びその連合会</td></tr> <tr><td>19</td><td>国民健康保険組合</td></tr> <tr><td>20</td><td>公益法人</td></tr> <tr><td>21</td><td>医療法人</td></tr> <tr><td>22</td><td>私立学校法人</td></tr> <tr><td>23</td><td>社会福祉法人</td></tr> <tr><td>24</td><td>医療生協</td></tr> <tr><td>25</td><td>会社</td></tr> <tr><td>26</td><td>その他の法人</td></tr> <tr><td>27</td><td>個人</td></tr> </table>	01	厚生労働省	}	国	02	独立行政法人国立病院機構	03	国立大学法人	04	独立行政法人労働者健康福祉機構	05	その他	06	都道府県	}		07	市町村	08	地方独立行政法人	09	日赤	10	済生会	11	北海道社会事業協会	12	厚生連	13	国民健康保険団体連合会	14	全国社会保険協会連合会	15	厚生年金事業振興団	16	船員保険会	17	健康保険組合及びその連合会	18	共済組合及びその連合会	19	国民健康保険組合	20	公益法人	21	医療法人	22	私立学校法人	23	社会福祉法人	24	医療生協	25	会社	26	その他の法人	27	個人	<p>国立高度専門医療センターの独立行政法人化に伴い、開設者の区分に「05 国立高度専門医療研究センター」を加える。</p>
01	厚生労働省	}			国																																																																																																																			
02	独立行政法人国立病院機構																																																																																																																							
03	国立大学法人																																																																																																																							
04	独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																							
05	国立高度専門医療研究センター																																																																																																																							
06	その他	}																																																																																																																						
07	都道府県																																																																																																																							
08	市町村																																																																																																																							
09	地方独立行政法人																																																																																																																							
10	日赤																																																																																																																							
11	済生会																																																																																																																							
12	北海道社会事業協会																																																																																																																							
13	厚生連																																																																																																																							
14	国民健康保険団体連合会																																																																																																																							
15	全国社会保険協会連合会																																																																																																																							
16	厚生年金事業振興団																																																																																																																							
17	船員保険会																																																																																																																							
18	健康保険組合及びその連合会																																																																																																																							
19	共済組合及びその連合会																																																																																																																							
20	国民健康保険組合																																																																																																																							
21	公益法人																																																																																																																							
22	医療法人																																																																																																																							
23	私立学校法人																																																																																																																							
24	社会福祉法人																																																																																																																							
25	医療生協																																																																																																																							
26	会社																																																																																																																							
27	その他の法人																																																																																																																							
28	個人																																																																																																																							
01	厚生労働省	}	国																																																																																																																					
02	独立行政法人国立病院機構																																																																																																																							
03	国立大学法人																																																																																																																							
04	独立行政法人労働者健康福祉機構																																																																																																																							
05	その他																																																																																																																							
06	都道府県	}																																																																																																																						
07	市町村																																																																																																																							
08	地方独立行政法人																																																																																																																							
09	日赤																																																																																																																							
10	済生会																																																																																																																							
11	北海道社会事業協会																																																																																																																							
12	厚生連																																																																																																																							
13	国民健康保険団体連合会																																																																																																																							
14	全国社会保険協会連合会																																																																																																																							
15	厚生年金事業振興団																																																																																																																							
16	船員保険会																																																																																																																							
17	健康保険組合及びその連合会																																																																																																																							
18	共済組合及びその連合会																																																																																																																							
19	国民健康保険組合																																																																																																																							
20	公益法人																																																																																																																							
21	医療法人																																																																																																																							
22	私立学校法人																																																																																																																							
23	社会福祉法人																																																																																																																							
24	医療生協																																																																																																																							
25	会社																																																																																																																							
26	その他の法人																																																																																																																							
27	個人																																																																																																																							

【歯科診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																																			
<p>(12) 表示診療時間の状況</p> <p><b>(12)表示診療時間の状況</b></p> <p>通常の1週間の診療時間 ( ) 時間</p> <p>合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。</p> <p>表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに をつけてください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時 ～ 19時</th> <th>19時 ～ 20時</th> <th>20時 ～ 21時</th> <th>21時 ～ 22時</th> <th>22時 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>月曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>火曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>水曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>木曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>金曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>土曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>日曜日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>休日</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	月曜日	1	2	3	4	5	6	7	火曜日	1	2	3	4	5	6	7	水曜日	1	2	3	4	5	6	7	木曜日	1	2	3	4	5	6	7	金曜日	1	2	3	4	5	6	7	土曜日	1	2	3	4	5	6	7	日曜日	1	2	3	4	5	6	7	休日	1	2	3	4	5	6	7	<p>(11) 表示診療時間の状況</p> <p><b>(11)表示診療時間の状況</b></p> <p>通常の1週間の診療時間 ( ) 時間</p> <p>表示診療時間 通常診療している時間帯に をつけ、 平日は、診療時間が同じ曜日 に をつけ、まとめて記入して ください。</p> <p>「3」に をつけた場合は、括弧内に18時以降の 表示診療時間を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>18時以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>平日 (月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>平日 (月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>平日 (月・火・水・木・金)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3 ( 時 分 迄)</td> </tr> </tbody> </table>		午前	午後	18時以降	平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)	平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)	平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)	平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)	土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄)	日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄)	休日	1	2	3 ( 時 分 迄)	<p>記入者に分かりやすいよう、18時以降の表示診療時間について、記入から時間帯に○をつける方式に変更し、平日の曜日については、○をつける方式からそれぞれの曜日ごとに記入欄を設けるよう変更した。</p>																																																																											
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降																																																																																																																																																																														
月曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
火曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
水曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
木曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
金曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
土曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
日曜日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
休日	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																														
	午前	午後	18時以降																																																																																																																																																																																		
平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
平日 (月・火・水・木・金)	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
土曜日	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
日曜日	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
休日	1	2	3 ( 時 分 迄)																																																																																																																																																																																		
<p>(16)医療安全体制</p> <p><b>(16)医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">責任者</th> </tr> <tr> <th>歯科 医師</th> <th>歯科 衛生士</th> <th>その他</th> <th>配置 して いない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療安全体制(全般)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>院内感染防止対策</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>医療機器安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医薬品安全管理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		責任者				歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置 して いない	医療安全体制(全般)	1	2	3	4	院内感染防止対策	1	2	3	4	医療機器安全管理	1	2	3		医薬品安全管理	1	2	3		<p>(15) 医療安全体制</p> <p><b>(15) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに</b></p> <p>* 医療安全に関する体制の責任者について、専任・兼務の別を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>責任者の資格と 専任・兼務の別</th> <th>医療安全 体制 (全般)</th> <th>院内感染 防止対策</th> <th>医療機器 安全管理</th> <th>医薬品 安全管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科医師</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置していない</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>*専任・兼務</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>兼務</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>患者相談担当者の配置の有無</p> <table style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>1 有</td> <td>2 無</td> </tr> </table>	責任者の資格と 専任・兼務の別	医療安全 体制 (全般)	院内感染 防止対策	医療機器 安全管理	医薬品 安全管理	歯科医師	1	1	1	1	医師	2	2	2	2	薬剤師	3	3	3	3	看護師	4	4	4	4	歯科衛生士	5	5	5	5	診療放射線技師	6	6	6		臨床検査技師	7	7	7		その他	8	8			配置していない	9	9			*専任・兼務	1	1	1	1	兼務	2	2	2	2	医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			3		1 有	2 無	<p>○責任者の資格と専任・兼務の別 記入者に分かりやすいよう、表頭と表側の配置を変更する。 平成20年調査結果において、歯科診療所での「医療安全体制(全般)」の責任者は、設置している施設のうち、「歯科医師」99.8%、「歯科衛生士」0.1%である。他の責任者の資格についても、ほぼこの2資格で占められるため、「歯科医師」、「歯科衛生士」、「その他」以外の資格を削除する。 責任者の専任・兼務の別については、大まかな実態が把握できたため、記入者負担を考慮し削除する。</p> <p>○患者相談担当者の配置の有無 前回調査で配置状況が判明し、病院に比べ小規模の診療所においては、継続して把握する必要性が病院ほど大きくないことから削除する。</p> <p style="text-align: center;">医療安全に関する体制の責任者の専任・兼務の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>平成20(2008)年10月1日現在</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設数</th> <th rowspan="2">医療安全体制(全般)</th> <th rowspan="2">院内感染防止対策</th> <th rowspan="2">医療機器安全管理</th> <th rowspan="2">医薬品安全管理</th> <th rowspan="2">専任</th> <th rowspan="2">兼務</th> <th>医療施設と 医薬品安全 管理責任者を 兼務(再掲)</th> </tr> <tr> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>67 779</td> <td>67 779</td> <td>67 779</td> <td>67 779</td> <td>9 143</td> <td>39 628</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7 002</td> <td>39 633</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6 498</td> <td>39 727</td> <td rowspan="2">} 33 137</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6 740</td> <td>39 456</td> </tr> <tr> <td>構成割合 (%)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>13.5</td> <td>58.5</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10.3</td> <td>58.5</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.6</td> <td>58.6</td> <td rowspan="2">} 48.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9.9</td> <td>58.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注：総数には無回答を含む。</p> <p style="text-align: center;">患者相談担当者配置の有無</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>平成20年(2008)10月1日現在</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>67 779</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>有り</td> <td>18 898</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>48 881</td> <td>72.1</td> </tr> </tbody> </table>	施設数	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	専任	兼務	医療施設と 医薬品安全 管理責任者を 兼務(再掲)	割合		67 779	67 779	67 779	67 779	9 143	39 628	・						7 002	39 633	・						6 498	39 727	} 33 137						6 740	39 456	構成割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	13.5	58.5	・						10.3	58.5	・						9.6	58.6	} 48.9						9.9	58.2		施設数	割合	総数	67 779	100.0	有り	18 898	27.9	無し	48 881	72.1
		責任者																																																																																																																																																																																			
	歯科 医師	歯科 衛生士	その他	配置 して いない																																																																																																																																																																																	
医療安全体制(全般)	1	2	3	4																																																																																																																																																																																	
院内感染防止対策	1	2	3	4																																																																																																																																																																																	
医療機器安全管理	1	2	3																																																																																																																																																																																		
医薬品安全管理	1	2	3																																																																																																																																																																																		
責任者の資格と 専任・兼務の別	医療安全 体制 (全般)	院内感染 防止対策	医療機器 安全管理	医薬品 安全管理																																																																																																																																																																																	
歯科医師	1	1	1	1																																																																																																																																																																																	
医師	2	2	2	2																																																																																																																																																																																	
薬剤師	3	3	3	3																																																																																																																																																																																	
看護師	4	4	4	4																																																																																																																																																																																	
歯科衛生士	5	5	5	5																																																																																																																																																																																	
診療放射線技師	6	6	6																																																																																																																																																																																		
臨床検査技師	7	7	7																																																																																																																																																																																		
その他	8	8																																																																																																																																																																																			
配置していない	9	9																																																																																																																																																																																			
*専任・兼務	1	1	1	1																																																																																																																																																																																	
兼務	2	2	2	2																																																																																																																																																																																	
医療機器と医薬品安全管理責任者を兼務(再掲)			3																																																																																																																																																																																		
1 有	2 無																																																																																																																																																																																				
施設数	医療安全体制(全般)	院内感染防止対策	医療機器安全管理	医薬品安全管理	専任	兼務	医療施設と 医薬品安全 管理責任者を 兼務(再掲)																																																																																																																																																																														
							割合																																																																																																																																																																														
	67 779	67 779	67 779	67 779	9 143	39 628	・																																																																																																																																																																														
					7 002	39 633	・																																																																																																																																																																														
					6 498	39 727	} 33 137																																																																																																																																																																														
					6 740	39 456																																																																																																																																																																															
構成割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	13.5	58.5	・																																																																																																																																																																														
					10.3	58.5	・																																																																																																																																																																														
					9.6	58.6	} 48.9																																																																																																																																																																														
					9.9	58.2																																																																																																																																																																															
	施設数	割合																																																																																																																																																																																			
総数	67 779	100.0																																																																																																																																																																																			
有り	18 898	27.9																																																																																																																																																																																			
無し	48 881	72.1																																																																																																																																																																																			

【歯科診療所票】

新・23年調査(案)	旧・20年調査	変更理由等																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>(17) 歯科設備</p> <p><b>(17) 歯科設備 保有しているものすべてに</b></p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯科診療台 (台)</td></tr> <tr><td>2</td><td>デンタルX線装置(アナログ)</td></tr> <tr><td>3</td><td>デンタルX線装置(デジタル)</td></tr> <tr><td>4</td><td>パノラマX線装置(アナログ)</td></tr> <tr><td>5</td><td>パノラマX線装置(デジタル)</td></tr> <tr><td>6</td><td>ポータブル歯科ユニット</td></tr> <tr><td>7</td><td>オートクレープ</td></tr> <tr><td>8</td><td>吸入鎮静装置</td></tr> </table>	1	歯科診療台 (台)	2	デンタルX線装置(アナログ)	3	デンタルX線装置(デジタル)	4	パノラマX線装置(アナログ)	5	パノラマX線装置(デジタル)	6	ポータブル歯科ユニット	7	オートクレープ	8	吸入鎮静装置	<p>(16) 歯科設備</p> <p><b>(16) 歯科設備 保有しているものすべてに</b></p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯科診療台 (台)</td></tr> <tr><td>2</td><td>パノラマX線装置</td></tr> <tr><td>3</td><td>オートクレープ</td></tr> <tr><td>4</td><td>生体モニター</td></tr> <tr><td>5</td><td>超音波歯石除去器</td></tr> <tr><td>6</td><td>口腔内画像処理システム</td></tr> <tr><td>7</td><td>吸入鎮静装置</td></tr> </table>	1	歯科診療台 (台)	2	パノラマX線装置	3	オートクレープ	4	生体モニター	5	超音波歯石除去器	6	口腔内画像処理システム	7	吸入鎮静装置	<p>○「生体モニター」、「超音波歯石除去器」、「口腔内画像処理システム」については、大まかな実態が把握できたため削除する。</p> <p>平成20年 保有している歯科診療所数 生体モニター 10,389施設、超音波歯石除去器 59,898施設、 口腔内画像処理システム 22,560施設</p> <p>○「デンタルX線装置(アナログ)」、「デンタルX線装置(デジタル)」、「パノラマX線装置(アナログ)」、「パノラマX線装置(デジタル)」、「ポータブル歯科ユニット」について、行政としてより実態を把握する必要性が高いものを追加する。</p> <p>X線装置については、安全・安心な歯科医療を提供する観点から、被曝線量の少ないデジタル化が望まれており、歯科診療を行う上で必要度の高いX線装置について移行状況等を調査するものである。また、高齢化の進展に伴い、在宅歯科診療の体制整備が急務となっており、在宅歯科医療で使用するポータブル歯科ユニットの所持状況について把握するものである。</p>																																																																																																																																																																																																																																					
1	歯科診療台 (台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	デンタルX線装置(アナログ)																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	デンタルX線装置(デジタル)																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	パノラマX線装置(アナログ)																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	パノラマX線装置(デジタル)																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	ポータブル歯科ユニット																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	オートクレープ																																																																																																																																																																																																																																																																				
8	吸入鎮静装置																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	歯科診療台 (台)																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	パノラマX線装置																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	オートクレープ																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	生体モニター																																																																																																																																																																																																																																																																				
5	超音波歯石除去器																																																																																																																																																																																																																																																																				
6	口腔内画像処理システム																																																																																																																																																																																																																																																																				
7	吸入鎮静装置																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>削除</p>	<p>(17) 歯みがき指導室</p> <p><b>(17) 歯みがき指導室 いずれかに</b></p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>有</td></tr> <tr><td>2</td><td>無</td></tr> </table>	1	有	2	無	<p>大まかな傾向が把握できたため削除する。</p> <p>有の歯科診療所数 平成20年 18,098施設 17年 14,809施設 14年 15,852施設</p>																																																																																																																																																																																																																																																															
1	有																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	無																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(19) インプラント手術の実施状況</p> <p><b>(19) インプラント手術の実施状況 いずれかに</b></p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>実施している</td><td rowspan="2">9月中の実施件数 (件)</td></tr> <tr><td>2</td><td>実施していない</td></tr> </table>	1	実施している	9月中の実施件数 (件)	2	実施していない	<p>(19) 手術等の実施状況</p> <p><b>(19) 手術等の実施状況 9月中に実施したものすべてに</b></p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>歯周外科手術</td></tr> <tr><td>2</td><td>骨折・顎骨腫瘍手術等</td></tr> <tr><td>3</td><td>インプラント手術</td></tr> <tr><td>4</td><td>していない</td></tr> </table>	1	歯周外科手術	2	骨折・顎骨腫瘍手術等	3	インプラント手術	4	していない	<p>○「歯周外科手術」、「骨折・顎骨腫瘍手術等」について、大まかな傾向が把握できたため削除する。</p> <table border="1"> <caption>歯科診療所数(重複計上)、手術等</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">各年10月1日現在</th> </tr> <tr> <th>歯周外科手術</th> <th>骨折・顎骨腫瘍手術等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成20年</td><td>67779</td><td>29440</td><td>928</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>66732</td><td>35600</td><td>1335</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>65073</td><td>-</td><td>1575</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>100.0%</td><td>43.4%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>100.0%</td><td>53.3%</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>100.0%</td><td>-</td><td>2.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>下段は構成割合(%)</p> <p>○保険外手術で実態を把握する必要がある「インプラント手術」については引き続き調査し、9月中の実施件数について追加する。</p> <p>インプラントは学会の会員数が1万人を超えるなど、手術を実施する医療機関が伸びることが予想されており、安心で安全な歯科医療を提供する観点から、これらの実施件数を把握することが重要であるため。</p>		総数	各年10月1日現在		歯周外科手術	骨折・顎骨腫瘍手術等	平成20年	67779	29440	928	平成17年	66732	35600	1335	平成14年	65073	-	1575	平成20年	100.0%	43.4%	1.4%	平成17年	100.0%	53.3%	2.0%	平成14年	100.0%	-	2.4%																																																																																																																																																																																																																								
1	実施している	9月中の実施件数 (件)																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	実施していない																																																																																																																																																																																																																																																																				
1	歯周外科手術																																																																																																																																																																																																																																																																				
2	骨折・顎骨腫瘍手術等																																																																																																																																																																																																																																																																				
3	インプラント手術																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	していない																																																																																																																																																																																																																																																																				
	総数	各年10月1日現在																																																																																																																																																																																																																																																																			
		歯周外科手術	骨折・顎骨腫瘍手術等																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成20年	67779	29440	928																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成17年	66732	35600	1335																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成14年	65073	-	1575																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成20年	100.0%	43.4%	1.4%																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成17年	100.0%	53.3%	2.0%																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成14年	100.0%	-	2.4%																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>(21) 従事者数</p> <p><b>(21) 従事者数 (常勤換算は小数点以下第2位を四捨五入)</b></p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">歯科医師</td><td>常勤</td><td>01</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>02</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">医師</td><td>常勤</td><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>04</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>(常勤換算)</td><td>05</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科衛生士</td><td>常勤</td><td>06</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>07</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科技工士</td><td>常勤</td><td>08</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>09</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">看護師</td><td>実人員</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">准看護師</td><td>実人員</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科業務補助者</td><td>(常勤換算)</td><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>(常勤換算)</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>(常勤換算)</td><td>16</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> </table>	歯科医師	常勤	01						人	非常勤(常勤換算)	02						人	医師	常勤	03						人	非常勤(常勤換算)	04						人	薬剤師	(常勤換算)	05						人	歯科衛生士	常勤	06						人	非常勤(常勤換算)	07						人	歯科技工士	常勤	08						人	非常勤(常勤換算)	09						人	看護師	実人員	10						人	(常勤換算)	11						人	准看護師	実人員	12						人	(常勤換算)	13						人	歯科業務補助者	(常勤換算)	14						人	事務職員	(常勤換算)	15						人	その他の職員	(常勤換算)	16						人	<p>(22) 従事者数</p> <p><b>(22) 従事者数 (常勤換算は小数点以下第2位を四捨五入)</b></p> <table border="1"> <tr><td rowspan="2">歯科医師</td><td>常勤</td><td>01</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>02</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">医師</td><td>常勤</td><td>03</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>非常勤(常勤換算)</td><td>04</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">薬剤師</td><td>(常勤換算)</td><td>05</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科衛生士</td><td>(常勤換算)</td><td>06</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科技工士</td><td>(常勤換算)</td><td>07</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">看護師</td><td>実人員</td><td>08</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>09</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td rowspan="2">准看護師</td><td>実人員</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>(常勤換算)</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>歯科業務補助者</td><td>(常勤換算)</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>(常勤換算)</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>(常勤換算)</td><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr> </table>	歯科医師	常勤	01						人	非常勤(常勤換算)	02						人	医師	常勤	03						人	非常勤(常勤換算)	04						人	薬剤師	(常勤換算)	05						人	歯科衛生士	(常勤換算)	06					人	歯科技工士	(常勤換算)	07						人	看護師	実人員	08						人	(常勤換算)	09						人	准看護師	実人員	10						人	(常勤換算)	11						人	歯科業務補助者	(常勤換算)	12						人	事務職員	(常勤換算)	13						人	その他の職員	(常勤換算)	14						人	<p>歯科診療所において、主要な医療従事者である「歯科衛生士」、「歯科技工士」について、歯科衛生士等の技能を活用する保険医療機関の評価等を検討する際の基礎資料とするため、歯科診療所での詳細な従事者数を把握する必要から、それぞれ常勤・非常勤ごとの常勤換算に変更する。</p>
歯科医師		常勤	01						人																																																																																																																																																																																																																																																												
	非常勤(常勤換算)	02						人																																																																																																																																																																																																																																																													
医師	常勤	03						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	非常勤(常勤換算)	04						人																																																																																																																																																																																																																																																													
薬剤師	(常勤換算)	05						人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科衛生士	常勤	06						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	非常勤(常勤換算)	07						人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科技工士	常勤	08						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	非常勤(常勤換算)	09						人																																																																																																																																																																																																																																																													
看護師	実人員	10						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	(常勤換算)	11						人																																																																																																																																																																																																																																																													
准看護師	実人員	12						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	(常勤換算)	13						人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科業務補助者	(常勤換算)	14						人																																																																																																																																																																																																																																																													
事務職員	(常勤換算)	15						人																																																																																																																																																																																																																																																													
その他の職員	(常勤換算)	16						人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科医師	常勤	01						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	非常勤(常勤換算)	02						人																																																																																																																																																																																																																																																													
医師	常勤	03						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	非常勤(常勤換算)	04						人																																																																																																																																																																																																																																																													
薬剤師	(常勤換算)	05						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	歯科衛生士	(常勤換算)	06					人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科技工士	(常勤換算)	07						人																																																																																																																																																																																																																																																													
看護師	実人員	08						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	(常勤換算)	09						人																																																																																																																																																																																																																																																													
准看護師	実人員	10						人																																																																																																																																																																																																																																																													
	(常勤換算)	11						人																																																																																																																																																																																																																																																													
歯科業務補助者	(常勤換算)	12						人																																																																																																																																																																																																																																																													
事務職員	(常勤換算)	13						人																																																																																																																																																																																																																																																													
その他の職員	(常勤換算)	14						人																																																																																																																																																																																																																																																													

新(平成23年10月分から)	旧(平成23年9月分まで)	変更理由等																																																																																														
<p>(10) 診療科目</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">診</td><td>01 内科</td></tr> <tr><td>02 呼吸器内科</td></tr> <tr><td>03 循環器内科</td></tr> <tr><td>04 消化器内科(胃腸内科)</td></tr> <tr><td>05 腎臓内科</td></tr> <tr><td>06 神経内科</td></tr> <tr><td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td></tr> <tr><td>08 血液内科</td></tr> <tr><td>09 皮膚科</td></tr> <tr><td>10 アレルギー科</td></tr> <tr><td rowspan="10">療</td><td>11 リウマチ科</td></tr> <tr><td>12 感染症内科</td></tr> <tr><td>13 小児科</td></tr> <tr><td>14 精神科</td></tr> <tr><td>15 心療内科</td></tr> <tr><td>16 外科</td></tr> <tr><td>17 呼吸器外科</td></tr> <tr><td>18 心臓血管外科</td></tr> <tr><td>19 乳腺外科</td></tr> <tr><td>20 気管食道外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">科</td><td>21 消化器外科(胃腸外科)</td></tr> <tr><td>22 泌尿器科</td></tr> <tr><td>23 肛門外科</td></tr> <tr><td>24 脳神経外科</td></tr> <tr><td>25 整形外科</td></tr> <tr><td>26 形成外科</td></tr> <tr><td>27 美容外科</td></tr> <tr><td>28 眼科</td></tr> <tr><td>29 耳鼻いんこう科</td></tr> <tr><td>30 小児外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">目</td><td>31 産婦人科</td></tr> <tr><td>32 産科</td></tr> <tr><td>33 婦人科</td></tr> <tr><td>34 リハビリテーション科</td></tr> <tr><td>35 放射線科</td></tr> <tr><td>36 麻酔科</td></tr> <tr><td>37 病理診断科</td></tr> <tr><td>38 臨床検査科</td></tr> <tr><td>39 救急科</td></tr> <tr><td>40 歯科</td></tr> <tr><td>41 矯正歯科</td></tr> <tr><td>42 小児歯科</td></tr> <tr><td>43 歯科口腔外科</td></tr> </table>	診	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	療	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	目	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 歯科	41 矯正歯科	42 小児歯科	43 歯科口腔外科	<p>(10) 診療科目</p> <table border="1"> <tr><td rowspan="10">診</td><td>01 内科</td></tr> <tr><td>02 呼吸器内科</td></tr> <tr><td>03 循環器内科</td></tr> <tr><td>04 消化器内科(胃腸内科)</td></tr> <tr><td>05 腎臓内科</td></tr> <tr><td>06 神経内科</td></tr> <tr><td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td></tr> <tr><td>08 血液内科</td></tr> <tr><td>09 皮膚科</td></tr> <tr><td>10 アレルギー科</td></tr> <tr><td rowspan="10">療</td><td>11 リウマチ科</td></tr> <tr><td>12 感染症内科</td></tr> <tr><td>13 小児科</td></tr> <tr><td>14 精神科</td></tr> <tr><td>15 心療内科</td></tr> <tr><td>16 外科</td></tr> <tr><td>17 呼吸器外科</td></tr> <tr><td>18 心臓血管外科(循環器外科)</td></tr> <tr><td>19 乳腺外科</td></tr> <tr><td>20 気管食道外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">科</td><td>21 消化器外科(胃腸外科)</td></tr> <tr><td>22 泌尿器科</td></tr> <tr><td>23 肛門外科</td></tr> <tr><td>24 脳神経外科</td></tr> <tr><td>25 整形外科</td></tr> <tr><td>26 形成外科</td></tr> <tr><td>27 美容外科</td></tr> <tr><td>28 眼科</td></tr> <tr><td>29 耳鼻いんこう科</td></tr> <tr><td>30 小児外科</td></tr> <tr><td rowspan="10">目</td><td>31 産婦人科</td></tr> <tr><td>32 産科</td></tr> <tr><td>33 婦人科</td></tr> <tr><td>34 リハビリテーション科</td></tr> <tr><td>35 放射線科</td></tr> <tr><td>36 麻酔科</td></tr> <tr><td>37 病理診断科</td></tr> <tr><td>38 臨床検査科</td></tr> <tr><td>39 救急科</td></tr> <tr><td>40 歯科</td></tr> <tr><td>41 矯正歯科</td></tr> <tr><td>42 小児歯科</td></tr> <tr><td>43 歯科口腔外科</td></tr> </table>	診	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	療	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科(循環器外科)	19 乳腺外科	20 気管食道外科	科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	目	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 歯科	41 矯正歯科	42 小児歯科	43 歯科口腔外科	<p>心臓血管外科の標ぼうは医療法で認められていたところであり、循環器外科は、平成20年4月1日から標ぼう可能な診療科目が柔軟な方式に変更されたことによりできた診療科目である。よって平成19年度以前から標ぼう可能であった「心臓血管外科」での標ぼうが多数である実態に合わせ、表記を「心臓血管外科」と変更する。</p>
診		01 内科																																																																																														
		02 呼吸器内科																																																																																														
		03 循環器内科																																																																																														
		04 消化器内科(胃腸内科)																																																																																														
		05 腎臓内科																																																																																														
		06 神経内科																																																																																														
		07 糖尿病内科(代謝内科)																																																																																														
		08 血液内科																																																																																														
		09 皮膚科																																																																																														
	10 アレルギー科																																																																																															
療	11 リウマチ科																																																																																															
	12 感染症内科																																																																																															
	13 小児科																																																																																															
	14 精神科																																																																																															
	15 心療内科																																																																																															
	16 外科																																																																																															
	17 呼吸器外科																																																																																															
	18 心臓血管外科																																																																																															
	19 乳腺外科																																																																																															
	20 気管食道外科																																																																																															
科	21 消化器外科(胃腸外科)																																																																																															
	22 泌尿器科																																																																																															
	23 肛門外科																																																																																															
	24 脳神経外科																																																																																															
	25 整形外科																																																																																															
	26 形成外科																																																																																															
	27 美容外科																																																																																															
	28 眼科																																																																																															
	29 耳鼻いんこう科																																																																																															
	30 小児外科																																																																																															
目	31 産婦人科																																																																																															
	32 産科																																																																																															
	33 婦人科																																																																																															
	34 リハビリテーション科																																																																																															
	35 放射線科																																																																																															
	36 麻酔科																																																																																															
	37 病理診断科																																																																																															
	38 臨床検査科																																																																																															
	39 救急科																																																																																															
	40 歯科																																																																																															
41 矯正歯科																																																																																																
42 小児歯科																																																																																																
43 歯科口腔外科																																																																																																
診	01 内科																																																																																															
	02 呼吸器内科																																																																																															
	03 循環器内科																																																																																															
	04 消化器内科(胃腸内科)																																																																																															
	05 腎臓内科																																																																																															
	06 神経内科																																																																																															
	07 糖尿病内科(代謝内科)																																																																																															
	08 血液内科																																																																																															
	09 皮膚科																																																																																															
	10 アレルギー科																																																																																															
療	11 リウマチ科																																																																																															
	12 感染症内科																																																																																															
	13 小児科																																																																																															
	14 精神科																																																																																															
	15 心療内科																																																																																															
	16 外科																																																																																															
	17 呼吸器外科																																																																																															
	18 心臓血管外科(循環器外科)																																																																																															
	19 乳腺外科																																																																																															
	20 気管食道外科																																																																																															
科	21 消化器外科(胃腸外科)																																																																																															
	22 泌尿器科																																																																																															
	23 肛門外科																																																																																															
	24 脳神経外科																																																																																															
	25 整形外科																																																																																															
	26 形成外科																																																																																															
	27 美容外科																																																																																															
	28 眼科																																																																																															
	29 耳鼻いんこう科																																																																																															
	30 小児外科																																																																																															
目	31 産婦人科																																																																																															
	32 産科																																																																																															
	33 婦人科																																																																																															
	34 リハビリテーション科																																																																																															
	35 放射線科																																																																																															
	36 麻酔科																																																																																															
	37 病理診断科																																																																																															
	38 臨床検査科																																																																																															
	39 救急科																																																																																															
	40 歯科																																																																																															
41 矯正歯科																																																																																																
42 小児歯科																																																																																																
43 歯科口腔外科																																																																																																